

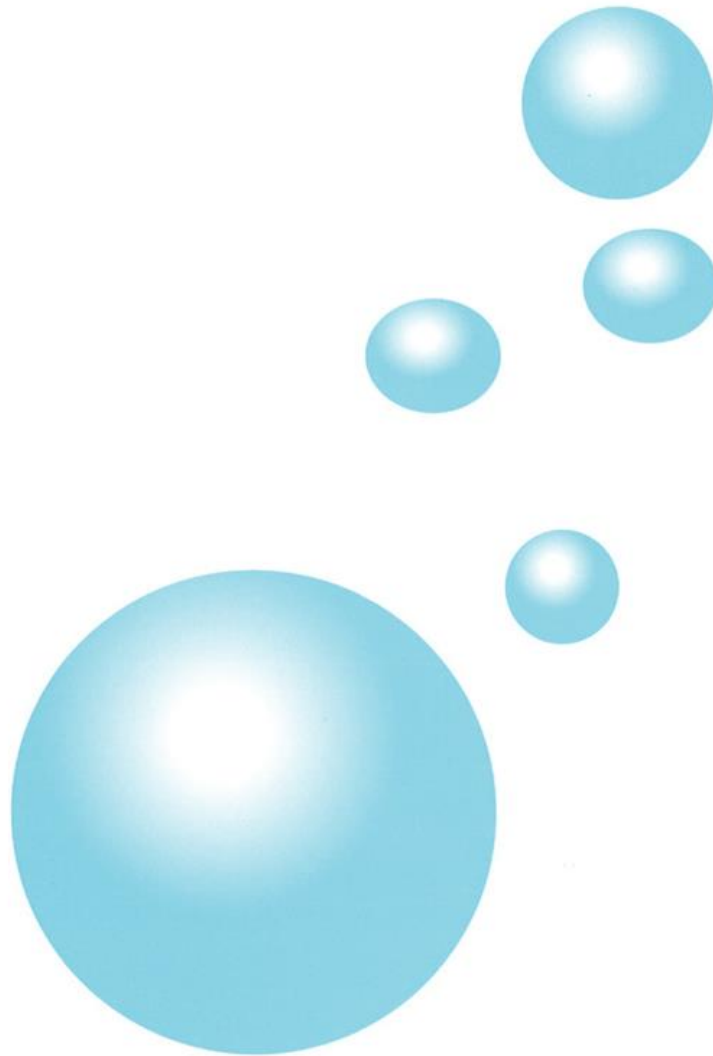
北広島市障がい支援計画

(平成30年度～平成32年度)

【障がい者福祉計画・第5期障がい福祉計画・

第1期障がい児福祉計画】

～ ともに生きよう ともに暮らしていくために ～



平成 30 年 3 月
北広島市

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的事項

1 障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況	1
2 計画の位置づけと策定の目的	2
3 計画期間	3
4 本計画の構成	3
5 計画の策定体制	4

第2章 障がい福祉の現状と課題

1 障がい福祉を取り巻く現状	5
(1) 人口、世帯数の動向	5
(2) 地区別の人口動向と地域の高齢化	6
2 障がい者等の現状	8
(1) 障がい者等の概況	8
(2) 身体障がい者	10
(3) 知的障がい者	13
(4) 精神障がい者	15
(5) 障がい者の数の推移	16
3 障がい福祉の取組状況	17
(1) 障がい福祉サービス等	17
(2) 障がい福祉サービス事業所等	19
(3) 障がい福祉サービス事業所等の設置状況	25
(4) 第4期障がい福祉計画の進捗状況	27
4 上位計画・関連計画	35
5 アンケート報告書概要	39
(1) 実施概要	39
(2) 調査結果	40
(3) 市民意識調査結果概要	48
6 障がい福祉の課題	56
(1) 障がい福祉施策の課題	56
(2) 障がい福祉を取り巻く現状分析から導かれる課題	58
(3) 福祉に関するアンケート調査結果から導かれる課題	60

(4) 市民意識調査結果から導かれる課題	61
----------------------------	----

第3章 北広島市障がい者福祉計画等の推進

1 障がい者福祉計画.....	62
(1) 計画策定の目的および基本メッセージ	62
(2) 基本理念	63
(3) 基本方針	64
(4) 基本目標	65
(5) 障がい者福祉計画の施策体系	69
2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	70
3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における数値目標 ..	91

第4章 計画の推進に向けて

計画の推進に向けて.....	98
-----------------------	-----------

法律の略称および正式名称

本計画書では、次のように法律の名称を略称で表記しています。

略称	正式名称
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号)
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)

第1章 計画の基本的事項

1 障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況

国は、平成18年に国連（国際連合）で採択されている「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国内における様々な障がい福祉制度の充実や関係する法制度の整備を行い、この条約を平成26年1月に批准しました。

また、障害者基本法に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための諸施策を、総合的にかつ計画的に推進するため、最も基本的な計画として、平成25年度から平成29年度の5カ年を計画期間とする「障害者基本計画（第3次）」を策定し、現在は、平成30年度から平成34年度を計画期間とする次期第4次の計画を策定しているところです。

北海道は、この「第3次障害者基本計画」を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、平成25年度から平成34年度の10カ年を計画期間とする「北海道障がい者基本計画（第2期）」を策定しました。

本市においては、国や北海道のこれらの計画を踏まえながら、平成27年度から平成29年度の3カ年を計画期間とする障害者基本法と障害者総合支援法に基づいた、「北広島市障がい支援計画（障がい者福祉計画、第4期障がい福祉計画）」を策定し、「ともに生きよう ともに暮らしていくために」をスローガンとして、様々な障がい福祉にかかる施策を展開してきました。

現在、国は障がい者政策について、障がい福祉サービスや、様々な支援のあり方について継続した検討を進めています。

今後も、障がい児・者の「地域社会への参加機会の確保」、「社会的障壁の除去」など、地域社会との共生を実現するための様々な取組について、総合的かつ計画的に行われることが求められています。

2 計画の位置づけと策定の目的

○法的位置づけ

「北広島市障がい支援計画」（計画期間：平成30年度～平成32年度）（以下「本計画」という。）は、「障がい者福祉計画」・「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

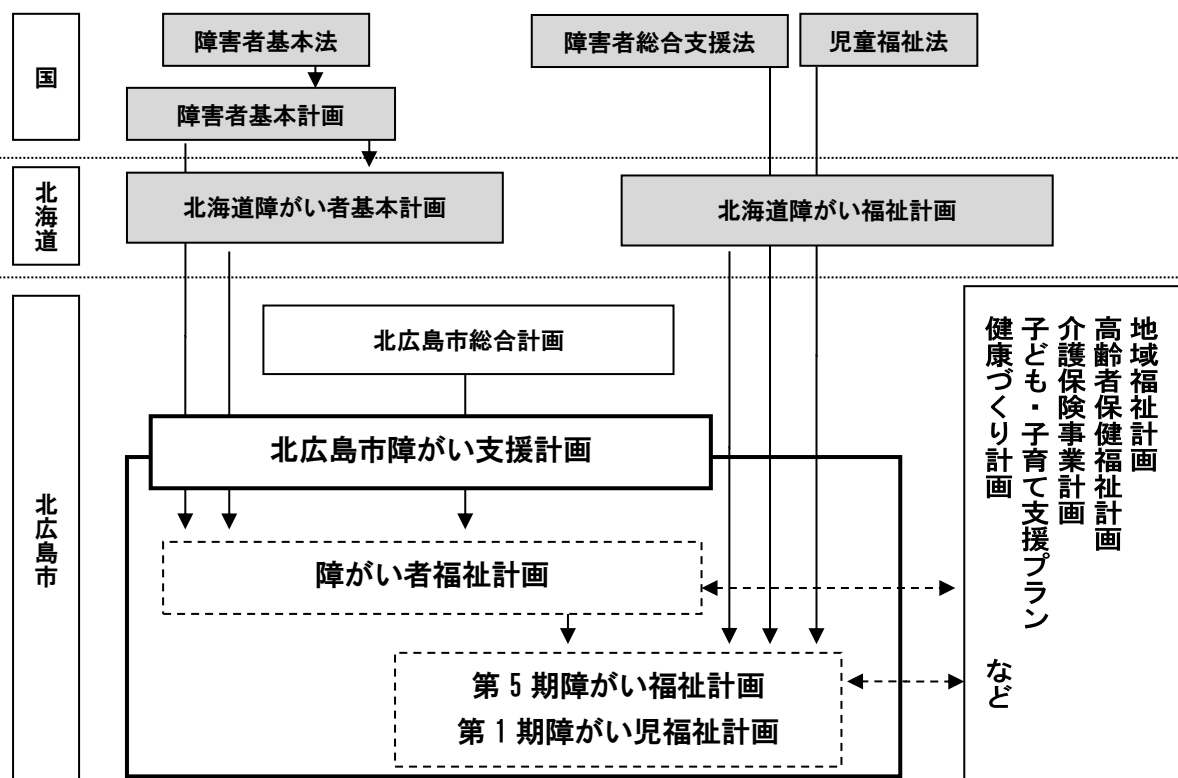
「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づくもので、本市の障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すものです。これは障がい児・者が地域で生きがいを持って生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づくもので、「障がい者福祉計画」の基本施策や方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の具体的な施策内容やサービスの見込量を示した計画として位置づけています。

○関連計画との整合性

本計画は、上位計画の北広島市総合計画や北広島市地域福祉計画などの関連計画との整合性を図り策定しています。

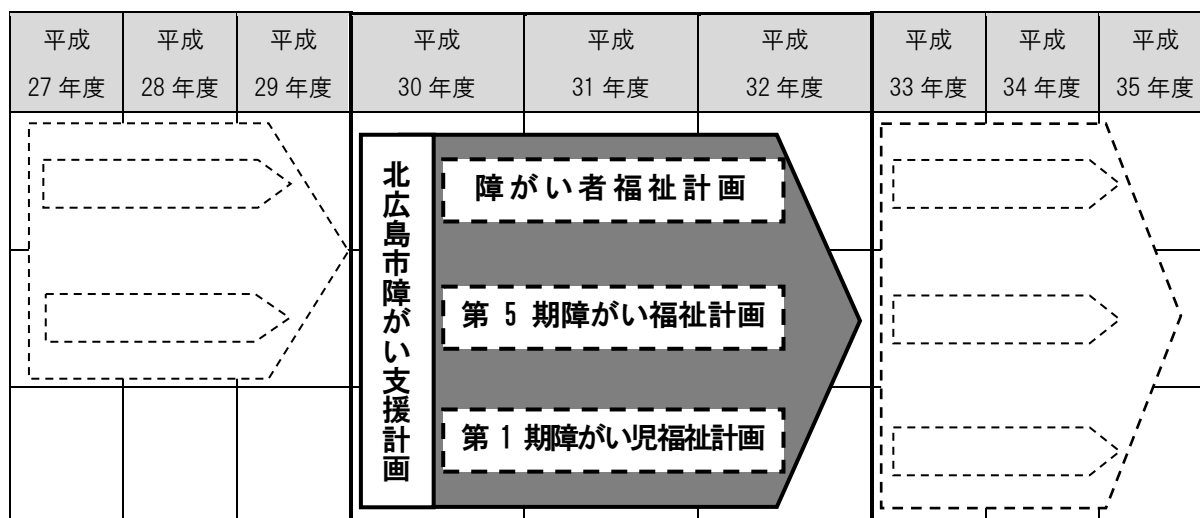
計画の位置づけと関連計画



3 計画期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画です。

ただし、国の障がい福祉政策の見直し等が行われた場合には、必要に応じて計画期間中でも見直しを行うこととします。



4 本計画の構成

国から示された策定に係る指針を基本に、第2章の障がい福祉の現状と課題を踏まえた中で、第3章において計画の基本理念や基本目標を障がい者福祉計画として、それらの理念や目標を具体的に展開するための施策内容やサービス見込量を障がい福祉計画・障がい児福祉計画として定めるとともに、障がい福祉施策を充実させるため市などが推進しているサービス等をその他の福祉サービスとして決めました。

また、第4章において、策定した計画を着実に実行し、推進するための方策を定めています。

5 計画の策定体制

○北広島市保健福祉計画検討委員会の設置

福祉、医療関係の代表者、障がい者団体の代表者、学識経験者、公募による市民代表などからなる北広島市保健福祉計画検討委員会を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制としました。

○アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障がい児・者の日常生活の課題やニーズの把握、市民の障がい福祉に関する意見などについて、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用している人や福祉サービスを利用していないが障害者手帳を所持している人（947人）および20歳以上65歳未満の市民（700人）を対象に、アンケート調査を実施しました。

○障がい者やその保護者で組織する団体や市民からの意見の反映

計画策定にあたり、障がい者やその保護者で組織する団体（5団体）からヒアリングを行い、計画に反映しました。

パブリックコメントで意見募集後に記載します。

○北広島市障がい者自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がい者施設、サービス事業者、関連団体などの代表者等により構成される北広島市障がい者自立支援協議会から意見を聴取し、計画に反映しました。

○庁内策定体制

庁内における検討組織として、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会（委員長：副市長）を設置し、取組を進めました。

第2章 障がい福祉の現状と課題

1 障がい福祉を取り巻く現状

(1) 人口、世帯数の動向

北広島市の総人口は、平成29年9月30日現在で58,863人、世帯数は27,261世帯となっています。65歳以上の人は17,895人と総人口の30.4%を占め、平成22年と比べて7.9%以上の増加となっています。

一方、総人口を平成17年から平成29年にかけての13年間で比較すると1,791人の減少（3.0%減）となっており、平成17年をピークに近年は減少傾向にあります。

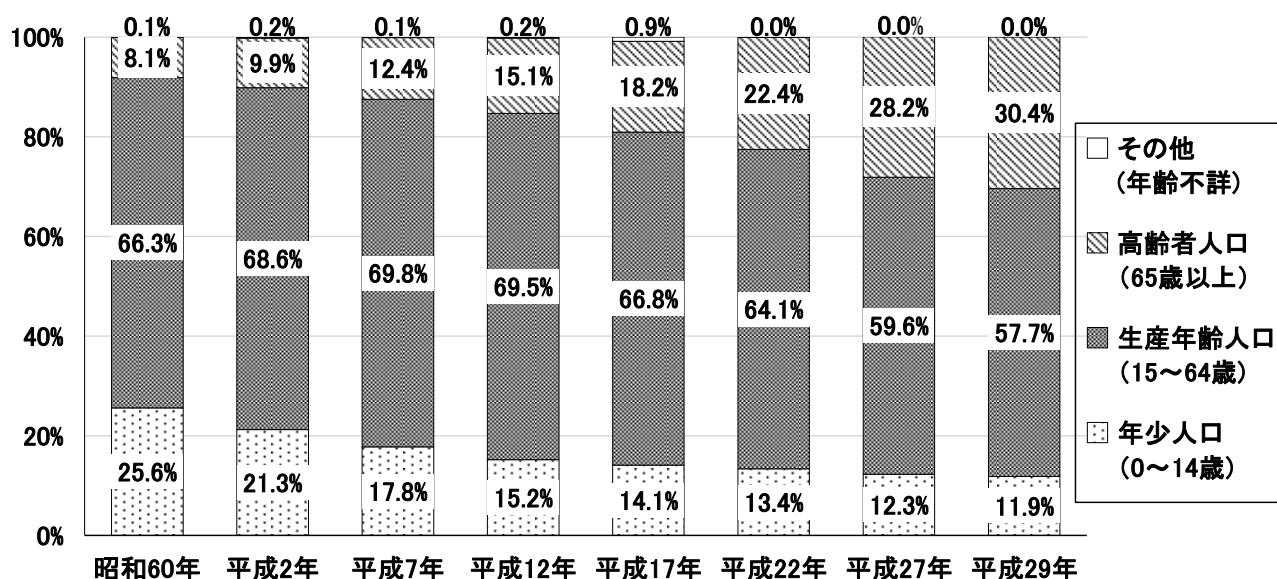
北広島市の人口・世帯数の推移

単位：人、世帯

	総人口	世帯数	平均世帯人員	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	その他 (年齢不詳)
昭和60年	40,853	12,026	3.40	10,471	27,068	3,291	23
平成2年	47,758	14,662	3.26	10,154	32,762	4,748	94
平成7年	53,537	17,521	3.06	9,529	37,343	6,616	49
平成12年	57,731	20,305	2.84	8,780	40,128	8,723	100
平成17年	60,677	22,362	2.71	8,572	40,553	11,032	520
平成22年	60,353	22,991	2.63	8,083	38,692	13,547	30
平成27年	59,367	26,880	2.21	7,312	35,379	16,721	0
平成29年	58,863	27,261	2.16	6,977	33,991	17,895	0

資料：国勢調査（平成27年まで各年10月1日）、平成29年は9月末現在の住民基本台帳（外国人含む）

年齢別人口割合の推移



資料：国勢調査（平成27年まで各年10月1日）、平成29年は9月末現在の住民基本台帳（外国人含む）

平成22年と平成27年を比べると、65歳以上の世帯員がいる単独世帯は、平成22年の1,825世帯から2,467世帯へと642世帯の増加、夫婦のみの世帯も3,470世帯から4,342世帯へと872世帯増加となっており、75歳以上の世帯員がいる世帯も同様に増加傾向となっています。また、高齢者のみ、あるいは夫婦のうちどちらかが高齢者である世帯が増加しています。

家族類型別世帯数

単位：世帯、%

	一般世帯 総数	単独	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	その他
平成22年度総数	22,941	4,675	6,376	7,917	2,232	1,741
65歳未満	14,466	2,850	2,906	6,736	1,485	489
	63.1%	61.0%	45.6%	85.1%	66.5%	28.1%
65歳以上	8,475	1,825	3,470	1,181	747	1,252
	36.9%	39.0%	54.4%	14.9%	33.5%	71.9%
75歳以上	3,982	978	1,336	331	429	908
	17.4%	20.9%	21.0%	4.2%	19.2%	52.2%
平成27年度総数	23,458	5,512	6,831	7,345	2,323	1,447
65歳未満	13,072	3,045	2,489	5,837	1,387	314
	55.7%	55.2%	36.4%	79.5%	59.7%	21.7%
65歳以上	10,386	2,467	4,342	1,508	936	1,133
	44.3%	44.8%	63.6%	20.5%	40.3%	78.3%
75歳以上	4,870	1,383	1,694	493	544	756
	20.8%	25.1%	24.8%	6.7%	23.4%	52.2%

資料：国勢調査（各年10月1日）

（2）地区別の人口動向と地域の高齢化

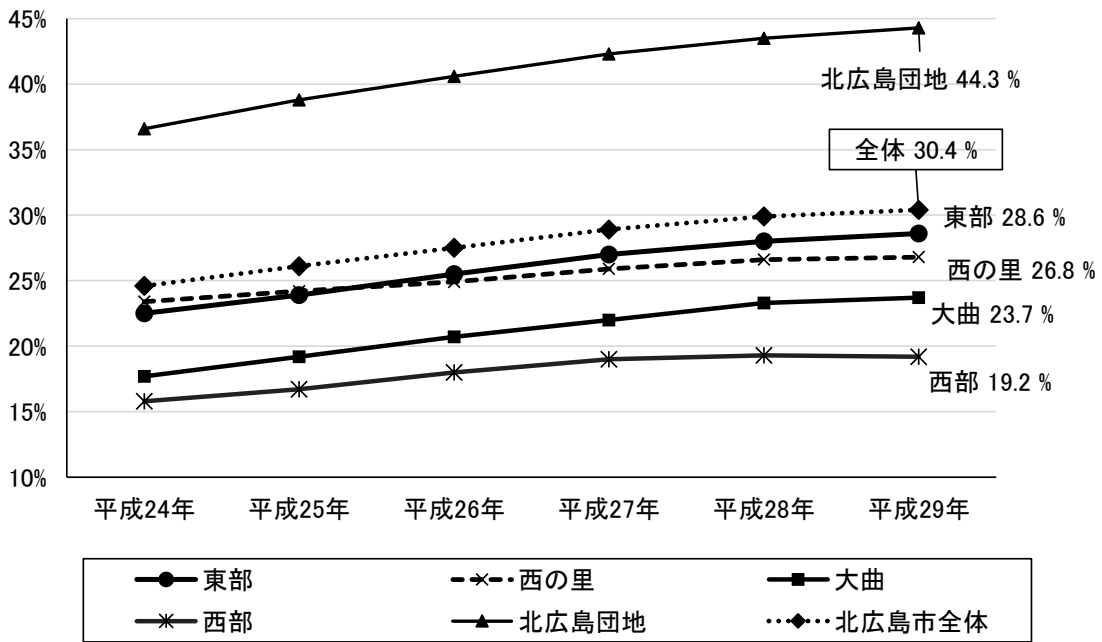
①地区別の動向

北広島市全体の高齢化率は30.4%となっており、地区別高齢化率は北広島団地地区が44.3%と5地区の中で最も高く、ほかの4地区は、市全体の高齢化率より低くなっています。

高齢者のみの世帯や家族の中に高齢者がいる世帯の多い地区では、家庭内での介護に力が注がれるため、地域の障がい児・者や高齢者を地域で見守り、支える力（＝地域力）が今後弱まる懸念されます。

また、市全体の高齢化率の上昇や人口の減少などから、障がい児・者を地域で見守る住民自体が少なくなっていくことが予想されます。

地区別高齢化率の推移

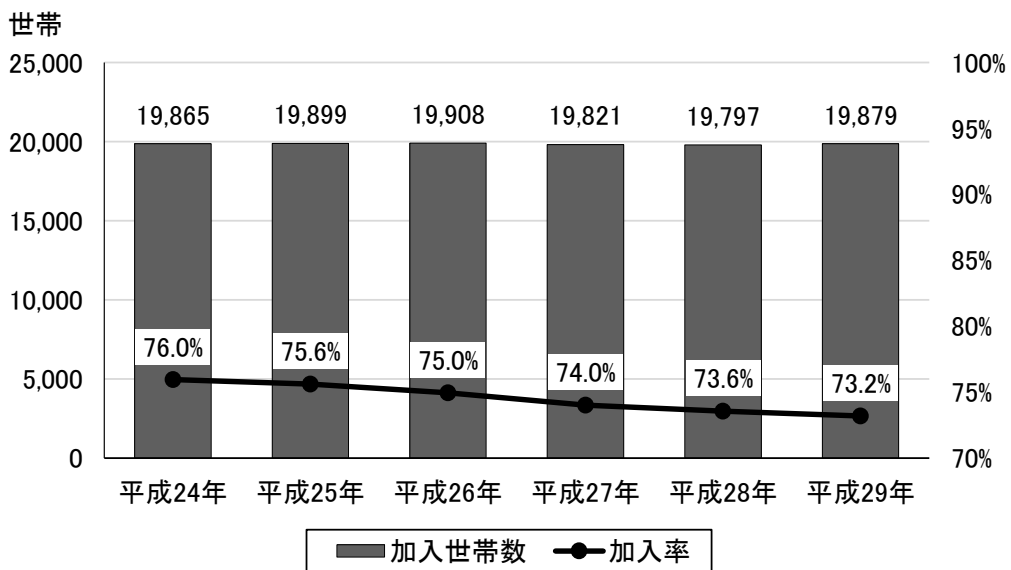


資料：住民基本台帳（各年3月31日、平成29年のみ9月末）

②町内会・自治会の動向

町内会・自治会の数は、全市で155団体あり、町内会・自治会加入世帯数は増加傾向にあります。町内会・自治会活動は、役員の高齢化や担い手不足が指摘されており、高齢化の進行している地区では、地域を支える住民活動である町内会・自治会活動に、今後支障がでることも予想されます。

町内会・自治会加入世帯の推移



資料：北広島市調べ（各年4月1日）

2 障がい者等の現状

(1) 障がい者等の概況

北広島市には、障がい児・者が平成29年4月現在で4,992人います。総人口の8.5%で11.8人に1人、世帯数で5.5世帯に1人の割合となっています。平成24年には4,094人、全人口の6.8%であった障がい児・者は、この5年間で898人増加し、全人口に対する比率は1.7%上昇しています。

障がい種別では、身体障がい者（身体障害者手帳の交付者）が2,692人（全市障がい者の53.9%）、知的障がい者（療育手帳の交付者）が616人（12.3%）、精神障がい者（精神障がいによる通院および入院患者等）が1,684人（33.7%）となっています。

年齢別でみると、70歳以上の方が1,941人おり、全体の38.9%を占めています。また、70歳以上の障がい者は、総人口での同じ年齢階層の16.3%で6.2人に1人となっています。また、10歳代では知的障がい、20～40歳代では精神障がいが多く、50歳以上では身体障がいが多くなっています。

北広島市の障がい児・者の人数（平成29年）

単位：人、%

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	総人口割合
9歳以下	13	39	16	68	4,226	1.6%
10～19歳	32	141	65	238	5,909	4.0%
20～29歳	37	122	170	329	4,448	7.4%
30～39歳	53	107	308	468	5,867	8.0%
40～49歳	130	90	355	575	8,771	6.6%
50～59歳	225	53	265	543	7,663	7.1%
60～69歳	560	43	227	830	10,142	8.2%
70歳以上	1,642	21	278	1,941	11,938	16.3%
合計	2,692	616	1,684	4,992	58,964	8.5%
構成比	53.9%	12.3%	33.7%	100.0%		

資料：身体・知的障がいは平成29年4月1日／北広島市調べ

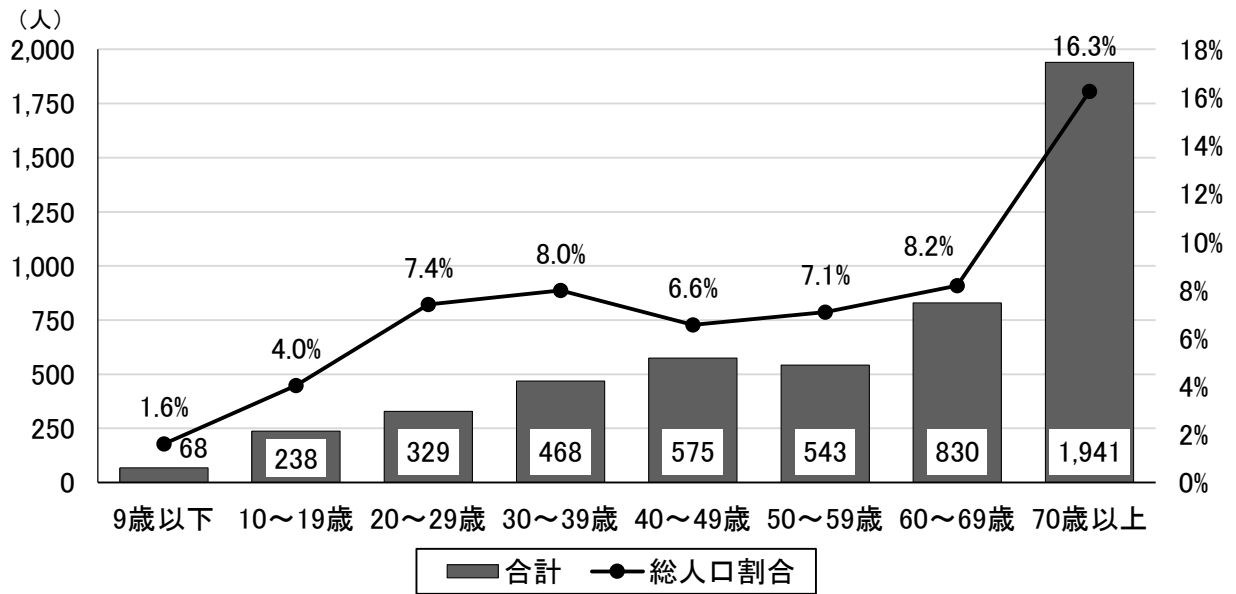
精神障がいは平成29年3月31日（5歳単位で2等分したものを採用）／北海道調べ

人口は平成29年3月末／住民基本台帳

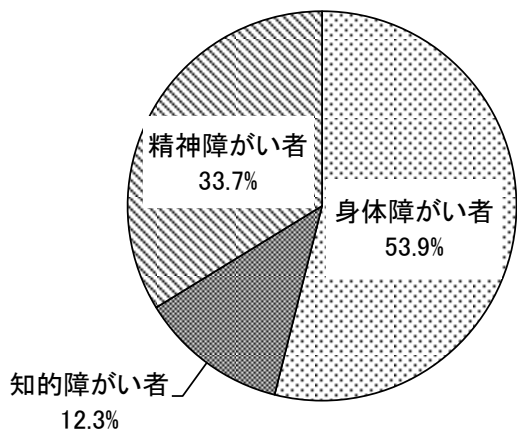
※精神障がいは按分した合計と実際の合計が一致しないため、数値を調整している。

北広島市の障がい児・者の人数（平成 29 年）

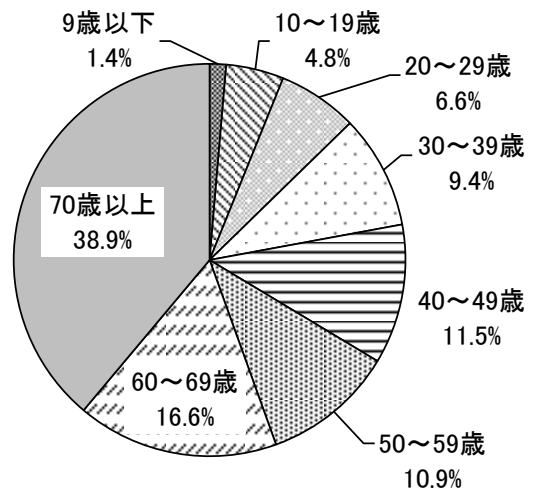
（総数 4,992 人）



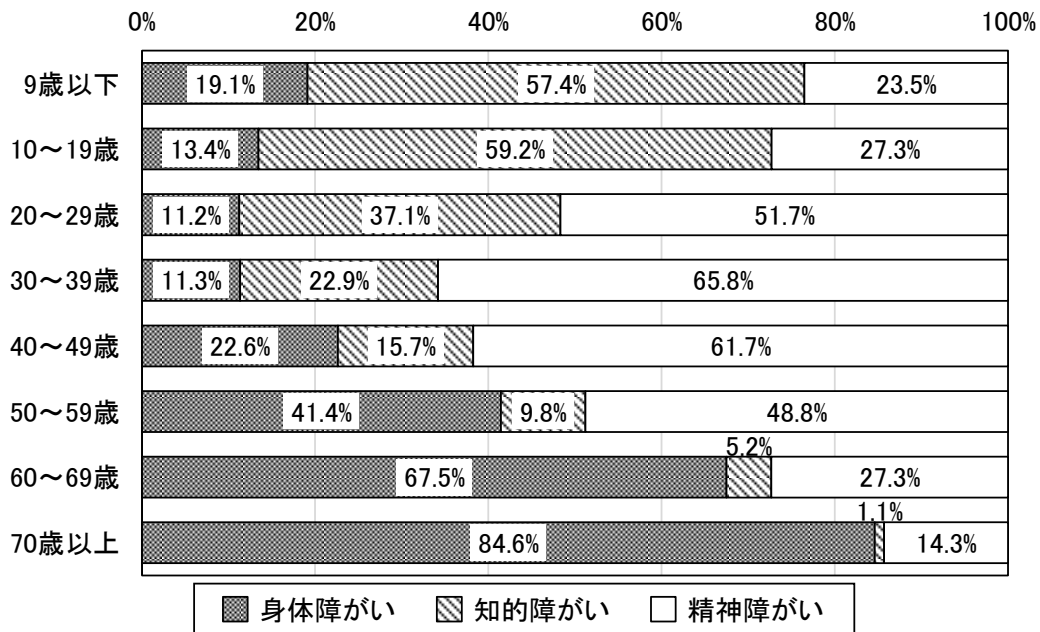
障がい者種別割合



年齢別障がい者割合



年齢・障がい種別障がい者割合



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

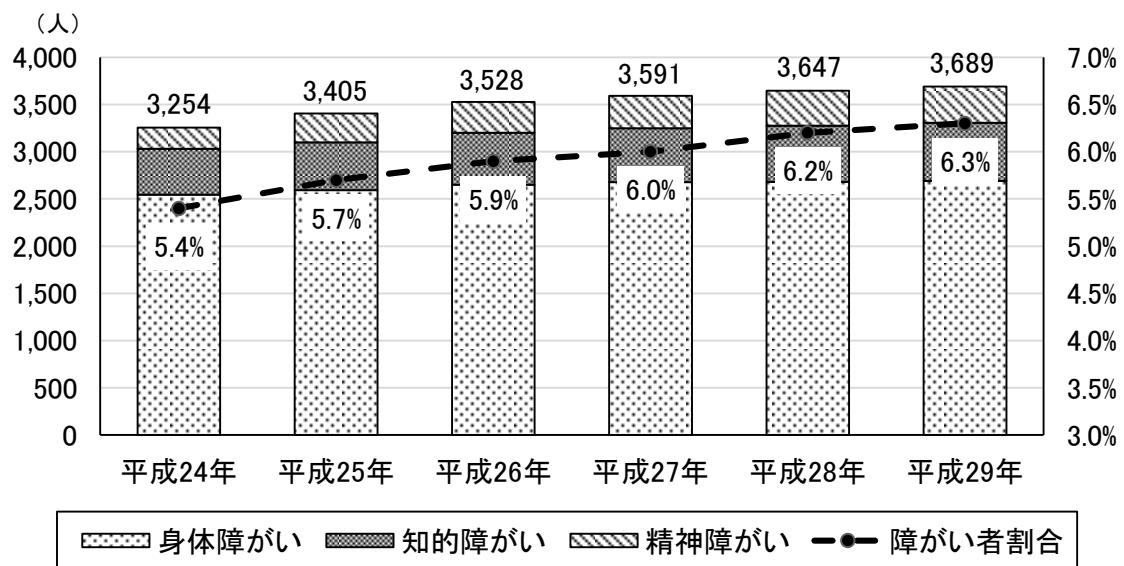
単位：人、%

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	5 年増減	平成 29 年/ 平成 24 年
総人口	60,291	60,044	59,717	59,525	59,140	58,964	-1,327	97.8%
身体障がい者	2,547	2,594	2,652	2,677	2,682	2,692	145	105.7%
知的障がい者	485	506	550	571	594	616	131	127.0%
精神障がい者	222	305	326	343	371	381	159	171.6%
手帳交付者計	3,254	3,405	3,528	3,591	3,647	3,689	398	112.1%
障がい者割合	5.4%	5.7%	5.9%	6.0%	6.2%	6.3%		

※ 身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

※ 総人口・住民基本台帳（各年 3 月末日）

手帳交付者数の推移

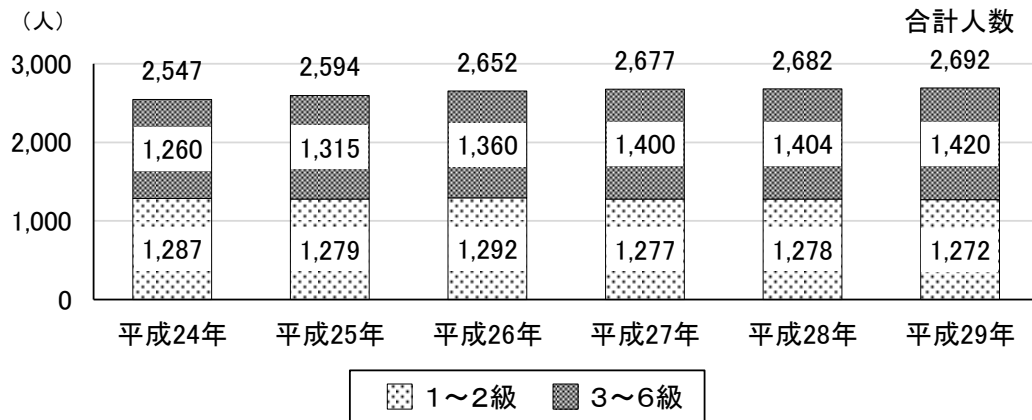


資料：身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ（各年 4 月 1 日）

(2) 身体障がい者

平成29年4月1日現在、北広島市に身体障害者手帳の交付を受けている人は2,692人います。平成24年から平成29年までの5か年を比較すると、145人の増加となっており、増加率は5.7%となっています。

等級別の身体障がい者数の推移

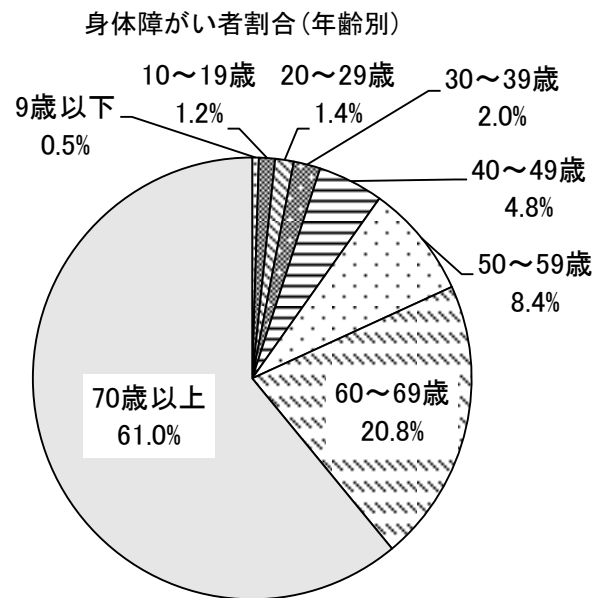


資料：北広島市調べ（各年4月1日）

①年齢別の構成

年齢別の構成では、半数以上が70歳以上で1,642人（61.0%）、次いで60歳代が560人（20.8%）となっており、60歳以上が全体の81.8%を占めています。

平成24年から平成29年までの5か年の増減率をみると、10歳代が6.7%増、20歳代が2.8%増、70歳代は17.0%増となっています。一方で、30歳代から50歳代では減少傾向がみられます。



（平成29年）総数2,692人

身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）

単位：人、%

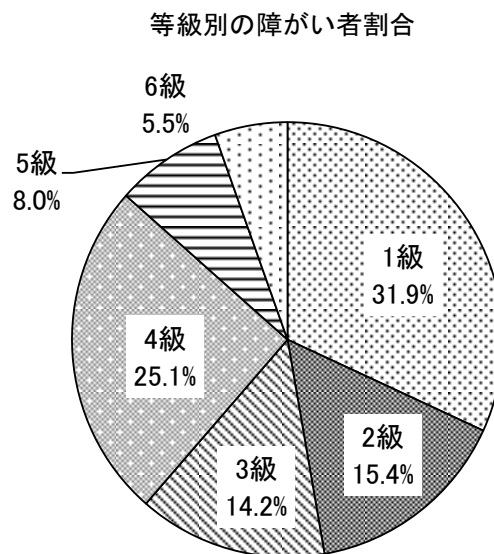
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年増減	平成29年/ 平成24年
9歳以下	22	20	21	17	14	13	-9	59.1%
10~19歳	30	32	34	33	34	32	2	106.7%
20~29歳	36	33	34	36	32	37	1	102.8%
30~39歳	70	72	63	53	59	53	-17	75.7%
40~49歳	133	131	130	137	126	130	-3	97.7%
50~59歳	264	273	268	248	236	225	-39	85.2%
60~69歳	588	574	558	564	569	560	-28	95.2%
70歳以上	1,404	1,459	1,544	1,589	1,612	1,642	238	117.0%
合計	2,547	2,594	2,652	2,677	2,682	2,692	145	105.7%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

②障がい者等級別の構成

等級別の構成では、1級、2級は1,272人（47.3%）、3級以下は1,420人（52.7%）となっています。

平成24年から平成29年までの5か年の増減率をみると、2級は7.0%減、3級以下は12.7%増となっており、3級以下で比較的高い増加傾向がみられます。



(平成29年) 総数 2,692人

身体障害者手帳交付者数の推移 (等級別)

単位：人、%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年増減	平成29年/ 平成24年
1級	842	853	862	860	862	858	16	101.9%
2級	445	426	430	417	416	414	-31	93.0%
3級	370	375	384	388	389	381	11	103.0%
4級	575	616	654	672	666	676	101	117.6%
5級	185	190	189	201	207	216	31	116.8%
6級	130	134	133	139	142	147	17	113.1%
合計	2,547	2,594	2,652	2,677	2,682	2,692	145	105.7%
1～2級	1,287	1,279	1,292	1,277	1,278	1,272	-15	98.8%
3～6級	1,260	1,315	1,360	1,400	1,404	1,420	160	112.7%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

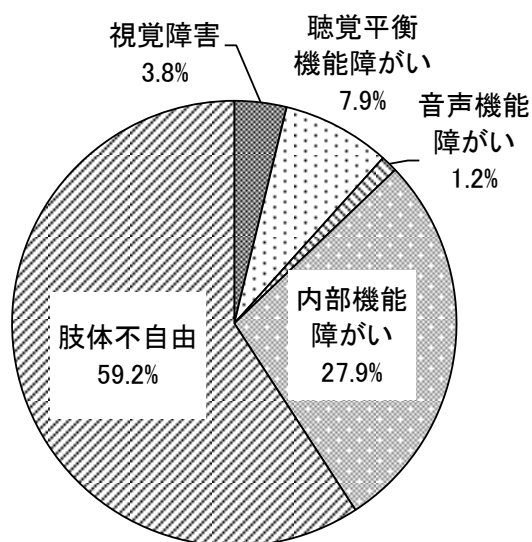
③障がい部位別の構成

障がい部位別の構成では、肢体不自由が最も多く1,593人（59.2%）、次に内部機能障がい752人（27.9%）となっています。

平成24年から5か年の増加率をみると、肢体不自由は2.7%、内部機能障がいは10.4%となっています。

聴覚平衡障がいは212人（7.9%）と人数としては多くないものの、増加率では14.0%と音声機能障がい（22.2%）とともに比較的高い増加傾向がみられます。

障がい部位別の障がい者割合



（平成29年）総数2,692人

身体障害者手帳交付者の推移（部位別）

単位：人、%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年増減	平成29年/ 平成24年
視覚障がい	102	102	101	99	103	102	0	100.0%
聴覚平衡機能障がい	186	199	208	224	220	212	26	114.0%
音声機能障がい	27	29	33	33	32	33	6	122.2%
内部機能障がい	681	698	711	728	747	752	71	110.4%
肢体不自由	1,551	1,566	1,599	1,593	1,580	1,593	42	102.7%
合計	2,547	2,594	2,652	2,677	2,682	2,692	145	105.7%

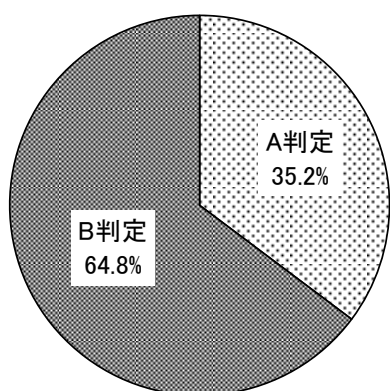
資料：北広島市調べ（各年4月1日）

（3）知的障がい者

平成29年4月1日現在、北広島市には療育手帳の交付を受けている人が616人います。平成24年から平成29年までの5か年を比較すると、131人の増加となっており、増加率は27.0%となっています。年齢別の構成では、10歳代が141人（22.9%）、20歳代が122人（19.8%）、30歳代が107人

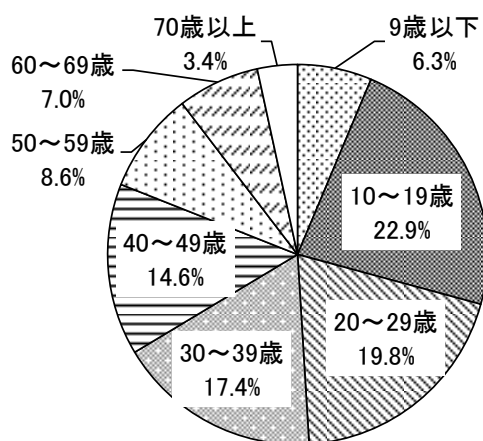
（17.4%）といずれも100人を超えており、10～30歳代で全体の6割を占めています。障がいの程度別の構成では、A判定が35.2%、B判定が64.8%で、B判定が多くなっています。平成24年からの5か年の増加率は、A判定が5.9%、B判定は42.5%で高い増加傾向がみられます。

知的障がい者割合（判定区分）



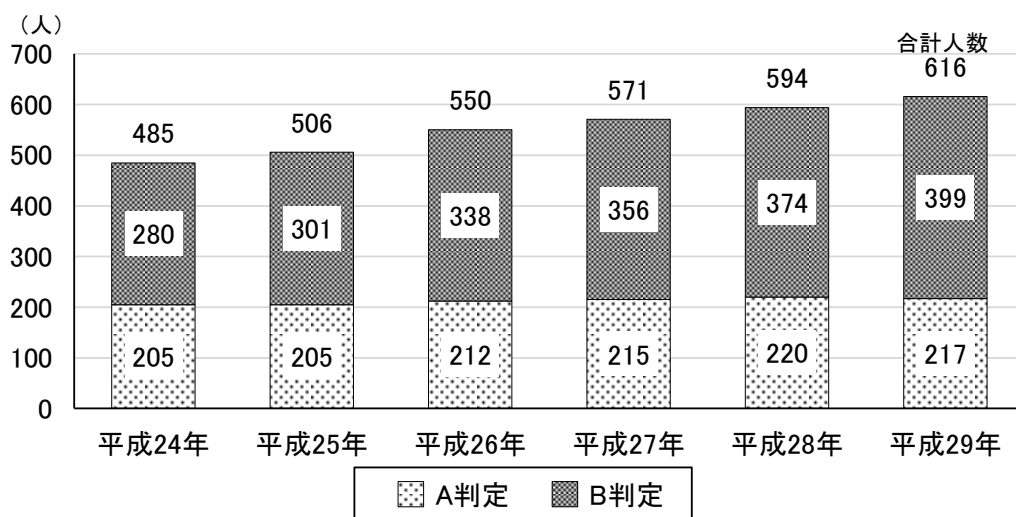
(平成29年) 総数 616人

知的障がい者割合（年齢別）



(平成29年) 総数 616人

知的障がい者の推移（判定区分）



療育手帳交付者数の推移（判定区分：年齢別）

単位：人、%

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年増減	平成29年/ 平成24年
療育手帳	A判定	205	205	212	215	220	217	12	105.9%
	B判定	280	301	338	356	374	399	119	142.5%
	合計	485	506	550	571	594	616	131	127.0%
年齢別	9歳以下	43	37	44	32	38	39	-4	90.7%
	10~19歳	96	115	129	137	139	141	45	146.9%
	20~29歳	108	106	109	117	118	122	14	113.0%
	30~39歳	93	98	100	98	98	107	14	115.1%
	40~49歳	59	56	68	76	85	90	31	152.5%
	50~59歳	43	51	51	56	56	53	10	123.3%
	60~69歳	32	31	33	35	39	43	11	134.4%
	70歳以上	11	12	16	20	21	21	10	190.9%
合計	485	506	550	571	594	616	131	127.0%	

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

(4) 精神障がい者

平成29年3月31日現在、北広島市には精神障がい者が1,684人います。年齢別の構成では、65歳以上が410人(24.3%)、35～44歳が373人(22.1%)となっています。

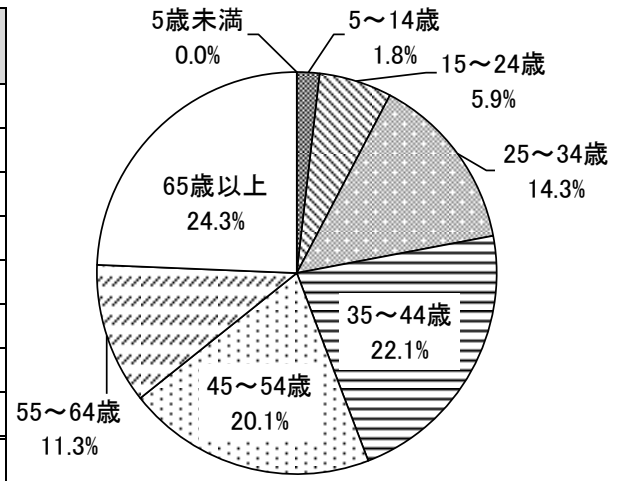
平成24年から5か年の増加率をみると、全体では58.6%増と、いずれの年代でも増加がみられ、特に65歳以上は111.3%、45～54歳は89.4%と高い増加傾向がみられます。

精神障がい者の人数(年齢別)

単位：人、%

	平成24年	平成29年	5年増減	平成29年/ 平成24年
5歳未満	0	0	0	-
5～14歳	26	31	5	119.2%
15～24歳	70	99	29	141.4%
25～34歳	181	241	60	133.1%
35～44歳	248	373	125	150.4%
45～54歳	179	339	160	189.4%
55～64歳	164	191	27	116.5%
65歳以上	194	410	216	211.3%
合計	1,062	1,684	622	158.6%

精神障がい者割合(年齢別)



資料：北海道調べ(各前年末日)

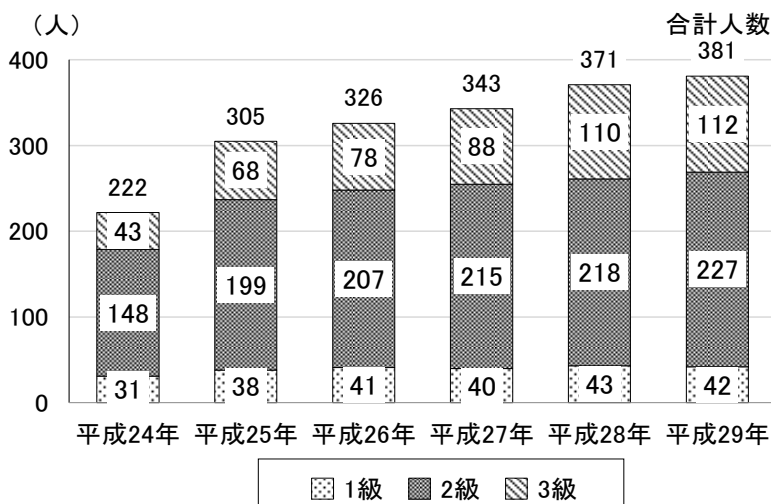
(平成29年) 総数 1,684人

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(判定区別)

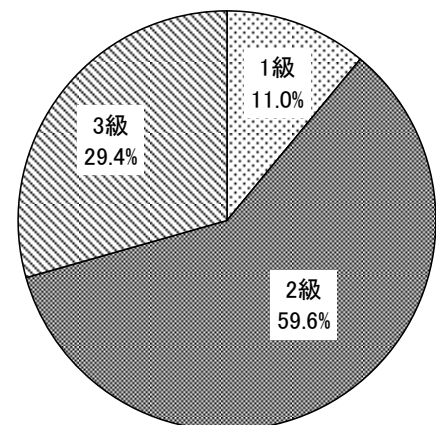
単位：人、%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年増減	平成29年/ 平成24年
1級	31	38	41	40	43	42	11	135.5%
2級	148	199	207	215	218	227	79	153.4%
3級	43	68	78	88	110	112	69	260.5%
合計	222	305	326	343	371	381	159	171.6%

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(判定区分)



精神障がい者保健福祉手帳の交付割合(級別)



資料：北広島市調べ(各年4月1日)

(平成29年) 総数 381人

(5) 障がい者の数の推移

①推計の目的と方法

分野別、年齢階層別の障がい児・者を対象とする福祉サービスの今後の動向を把握するため、平成32年と平成34年の障がい者数を推計しました。

推計の基礎数値は、身体障がい、知的障がいは、平成29年の年齢別障がい種別ごとの手帳交付数（北広島市調べ）を、精神障がいは平成29年の通院および入院患者等（北海道調べ）を用いました。

推計方法は、コーホート変化率法で平成32年及び平成34年の人口の5歳刻みの推計値を求め、これに平成29年の5歳刻みの出現率をかけ、5歳刻みの推計を算出しました。さらに、総人口は減少傾向であるのに対して、障がい者数は増加傾向にあることを考慮し、算出した推計値に、平成26年から平成29年の5歳刻みの出現率の上昇分を加味して算出しました。

②推計結果

推計の結果、平成34年の障がい者の総数は、5,754人となり、平成29年の4,992人を762人上回ります。増加の理由としては70歳以上の推計が高い事が影響しており、種別ごとでは、身体障がいが2,632人（60人減）知的障がいが718人（102人増）、精神障がいが2,404人（720人増）となります。

障がい者数の推移（障がい種別）

単位：人

障がい種別	現状	推移	
	平成 29 年	平成 32 年	平成 34 年
身体障がい者	2,692	2,684	2,632
知的障がい者	616	681	718
精神障がい者	1,684	2,114	2,404
合計	4,992	5,478	5,754

障がい者数の推移（年齢別）

単位：人

年齢別	現状	推移	
	平成 29 年	平成 32 年	平成 34 年
0～4 歳	26	20	17
5～9 歳	42	32	27
10～14 歳	102	104	107
15～19 歳	136	142	139
20～24 歳	129	152	172
25～29 歳	200	233	246
30～34 歳	201	219	226
35～39 歳	267	287	303
40～44 歳	296	296	290
45～49 歳	279	347	367
50～54 歳	308	368	426
55～59 歳	235	226	220
60～64 歳	397	431	465
65～69 歳	433	313	246
70 歳以上	1,941	2,307	2,505
合計	4,992	5,478	5,754

※年齢別の障がい者数は10歳区分のため、5歳単位で2等分したものを採用しました。

※「合計」は、各種別を四捨五入したものを合計したものです。

※按分した合計と実際の合計が一致しないため、数値を調整しています。

3 障がい福祉の取組状況

(1) 障がい福祉サービス等

障がい児・者を対象とした福祉サービス等には、以下のものがあります。

区分	福祉サービスの名称等
相談の窓口	北広島市役所各窓口／子ども発達支援センター／障がい者生活支援センターみらい／障がい者就労支援センターめーでる／民生委員・児童委員／地域相談員・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員／高齢者支援センター／社会福祉協議会／心身障害者総合相談所／児童相談所／特別支援教育センター／精神保健福祉センター／北海道ひきこもり成年相談センター／弁護士会連合会／北海道身体障害者福祉協会／保健所／公共職業安定所／障害者職業センター／北広島市障がい者虐待防止センター／きたひろしま暮らしサポートセンターぽると
手帳の交付	身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
年金や手当	国民年金（障害基礎年金）／障害厚生年金／各種共済組合の障害年金／特別障害給付金／児童扶養手当／特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／心身障害者扶養共済
税の軽減	所得税・住民税の控除／相続税の障害者控除／贈与税の非課税／個人事業税の非課税／関税の免除／自動車税・自動車取得税と軽自動車税の減免／住宅のバリアフリー改修についての控除・減免
公共料金等の割引	NHK放送受信料の減免／携帯電話基本使用料等の割引／NTT通話料金等の優遇措置／郵便料金等の優遇措置
医療費の助成	重度心身障がい者医療費助成／ひとり親家庭等医療費助成／難病（特定疾患）等医療費助成／特定疾病療養受療証／自立支援医療（更生医療の給付・育成医療の給付・精神通院医療の給付）
福祉機器	補装具／日常生活用具／自助具／車いすの貸出し／紙おむつ購入費の助成／緊急通報システム／在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成
障害者総合支援法・児童福祉法のサービス	介護給付・訓練等給付・相談支援・障害児通所支援（障がい福祉サービス：訪問系サービス・日中活動サービス・居住系サービス）／地域生活支援事業（相談支援事業・意思疎通支援事業・点字・声の広報等発行事業・地域活動支援センター事業・地域生活支援給付事業）
その他の障がい者へのサービス	障がい児保育／除雪サービス／訪問理容サービス／郵便等による不在者投票／高齢者等インフルエンザ予防接種／配食サービス／家庭ごみの庭先収集
スポーツ・文化	北海道障害者スポーツ大会／総合体育館使用料金減免／芸術文化ホール使用料金減免
交通費の割引・助成	公共交通機関の運賃の割引（JR旅客運賃・バス運賃・札幌市営交通（地下鉄・市電））／タクシー割引／福祉タクシー・福祉自動車燃料利用券／精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成／移送サービス／重度心身障がい者等の通院交通費助成
自動車や運転免許	障がい者自動車運転免許取得費助成／障がい者自動車改造費助成／歩行困難者使用中標章／有料道路割引／高齢運転者等専用駐車区間制度
行動範囲の拡大	福祉バスの運行／新千歳空港A・B・C駐車場利用料の減免／公共施設等での身体障がい者用トイレ・オストメイト用トイレの整備

資料：「ともに暮らしていくために」北広島市発行：平成27年12月改訂

北広島市内における障がい福祉サービス等提供基盤

北広島市内におけるサービス提供事業者数・定員

平成 29 年 10 月現在

	事業所数（か所数）					定員 （人）
	主たる対象者				合計	
	身体	知的	障がい児	精神		
居宅介護	12	12	12	13	13	
重度訪問介護	12	2	0	2	12	
同行援護	0	3	3	3	3	
行動援護	3	0	3	0	3	
生活介護	5	6	0	3	9	434
短期入所	5	5	5	2	8	
地域移行支援	3	3	2	3	3	
地域定着支援	3	3	2	3	3	
自立訓練（機能訓練）	2	0	0	0	2	12
施設入所支援	2	4	2	2	5	340
共同生活援助	2	4	0	2	4	157
就労移行支援	4	7	0	3	7	60
就労継続支援A型	3	4	0	1	4	76
就労継続支援B型	6	12	0	9	13	308
計画相談支援	4	4	4	4	5	
障害児相談支援	0	0	4	0	4	
児童発達支援	0	0	7	0	7	65
放課後等デイサービス	0	0	9	0	9	85
保育所等訪問支援	0	0	2	0	2	
合計	66	69	55	50	116	

※事業所は、一事業所で複数の障がいを扱うものもあるため、主たる対象者の値と合計が合致しません。

資料：WAM NET

(2) 障がい福祉サービス事業所等

①障がい福祉サービス等

障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援の事業所（平成 29 年 10 月 31 日現在）

訪問系サービス

サービス種別	事業所名
居宅介護	訪問介護ステーション 希望ヶ丘
	北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園ホームヘルパーステーション
	わたげ
	北広島ホームヘルプサービスステーション四恩園
	北広島介護
	ヘルパーステーション 松ぼっくり
	フィットマン
	サポート 幸恵
	ヘルパーステーション 華結び 北広島
	アースサポート北広島
	ちいさなえき
	ヘルプネット北広島
	てとる
重度訪問介護	訪問介護ステーション 希望ヶ丘
	北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園ホームヘルパーステーション
	わたげ
	北広島ホームヘルプサービスステーション四恩園
	北広島介護
	ヘルパーステーション 松ぼっくり
	サポート 幸恵
	ヘルパーステーション 華結び 北広島
	アースサポート北広島
	ちいさなえき
	ヘルプネット北広島
	てとる
	行動援護
フィットマン	
てとる	
同行援護	訪問介護ステーション 希望ヶ丘
	わたげ
	北広島介護

日中活動系サービス

サービス種別	事業所名
生活介護	共栄
	とみがおか
	北広島リハビリセンター療護部
	リハビリー・エイト
	北広島リハビリセンター更生部
	北広島デイセンター
	ホホエム
	小春日工房
	障がい福祉サービス事業所みなみ
短期入所	共栄
	とみがおか
	北広島リハビリセンター療護部
	北広島市高齢者総合ケアセンター短期利用施設聖芳園
	リハビリー・エイト
	北広島リハビリセンター更生部
	ホホエム
	グリーンパーク北ひろ
自立訓練(機能訓練)	北広島リハビリセンター更生部
	障がい福祉サービス事業所みなみ
就労移行支援	リハビリー・おおぞら
	リハビリー・クリーナース
	リハビリー・エイト
	就労センタージョブ ステップ
	ガンバ
	マイステージかのん
	就労移行支援事業所 CL職業訓練センター
就労継続支援(A型)	リハビリー・おおぞら
	リハビリー・クリーナース
	L and P
	とーもす北広島
就労継続支援(B型)	リハビリー・おおぞら
	リハビリー・クリーナース
	リハビリー・エイト
	就労センタージョブ まんぞく屋
	いんくる
	北広島セルプ
	ホホエム
	小春日工房
	ワークサポートサンスマイル
	マイステージかのん
	ワークサポート 北の風
	木まぐれ研究所
	とーもす北広島

居住系サービス

サービス種別	事業所名
施設入所支援	共栄
	とみがおか
	北広島リハビリセンター療護部
	リハビリー・エイト
	北広島リハビリセンター更生部
共同生活援助	グリーンパーク北ひろ
	エルフィンホーム
	きたひろしまベース
	特定非営利活動法人 心のかけ橋・虹

相談支援

サービス種別	事業所名
計画相談支援	障害者生活支援センターみらい
	障がい者就労支援センター めーでる
	あざれあ
	北広島市こども発達支援センター
	障がい相談支援事業所みなみ
地域移行支援	障害者生活支援センターみらい
	障がい者就労支援センターめーでる
	障がい相談支援事業所みなみ
地域定着支援	障害者生活支援センターみらい
	障がい者就労支援センターめーでる
	障がい相談支援事業所みなみ
障害児相談支援	障害者生活支援センターみらい
	あざれあ
	北広島市こども発達支援センター
	障がい相談支援事業所みなみ

障がい児通所支援

サービス種別	事業所名
児童発達支援	北広島市こども発達支援センター
	児童デイサービス えるむ
	てくてく
	障がい児通所支援事業所 みなみ
	児童通所支援センター ラブアリス北広島
	ハレアカラ
	ポップランド
放課後等デイサービス	北広島市こども発達支援センター
	放課後等デイサービス 野いちご
	児童デイサービス えるむ
	児童デイサービス エルフィン
	てくてく
	障がい児通所支援事業所 みなみ
	児童通所支援センター ラブアリス北広島
	ハレアカラ
	ポップランド
保育所等訪問支援	北広島市こども発達支援センター
	ハレアカラ

②特別支援学級等

特別支援学級

区分	学校名	学級数	概要
小学校 22 学級	東部小学校	4 学級	知的 (2)、情緒 (2)
	西部小学校	3 学級	知的、情緒、肢体
	大曲小学校	2 学級	知的、情緒
	西の里小学校	2 学級	知的、情緒
	双葉小学校	3 学級	知的、情緒、肢体
	緑ヶ丘小学校	2 学級	知的、情緒
	北の台小学校	3 学級	知的、情緒、肢体
	大曲東小学校	2 学級	知的、情緒
	西の里小学校陽香分校	1 学級	情緒
中学校 17 学級	東部中学校	2 学級	知的、情緒
	西部中学校	4 学級	知的、情緒、肢体、病弱
	大曲中学校	3 学級	知的、情緒、肢体
	西の里中学校	2 学級	知的、情緒
	広葉中学校	2 学級	知的、情緒
	緑陽中学校	2 学級	知的、情緒
	西の里中学校陽香分校	2 学級	知的、情緒

※表中 () は学級数を示しています。このほか、緑ヶ丘小学校には「言語障がいの通級指導教室」、北の台小学校には「自閉症・情緒障がいの通級指導教室」があります。

特別支援学校

区分	学校名	学級数	概要
北海道白樺高等養護学校 学生数 156 人	高等部	21 学級	生活園芸科 (2)、園芸科 (1) 産業科 (2)、生産技術科 (1) 生活窯業科 (2)、窯業科 (1) 木工科 (3) 工業科 (3) 家庭科 (2)、家庭総合科 (1) クリーニング科 (3)
札幌養護学校共栄分校 学生数 24 名	小学部	5 学級	普通学級 (1) 重複学級 (3) 訪問学級 (1)
	中学部	3 学級	重複学級 (2) 訪問学級 (1)
	高等部	2 学級	普通学級 (1) 重複学級 (1)

資料：各学校（平成 29 年 5 月 1 日現在）

③学童クラブ

学童クラブは、保護者が労働等により日中留守にしている家庭の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

クラブ名	定員	住所
北の台学童クラブ	65人	共栄町4丁目2番地5 広島幼稚園コミュニティーセンター内
北の台第二学童クラブ	46人	共栄町4丁目17番地8
東部学童クラブ	102人	中央4丁目5番地7 天使の園多目的ホール内
北広島学童クラブ	62人	泉町1丁目1番地 北広島団地住民センター内
広葉学童クラブ	80人	広葉町3丁目1番地 広葉交流センター内
大曲学童クラブ	114人	大曲柏葉2丁目14番地6 大曲小学校内
大曲東学童クラブ	54人	大曲光2丁目8番地
大曲東第二学童クラブ	40人	大曲光2丁目8番地
西の里学童クラブ	51人	西の里南1丁目2番地4 西の里公民館内
西の里第二学童クラブ	33人	西の里東2丁目1番地2
西の里第三学童クラブ	33人	西の里南1丁目1番地18 グループホームあさひの家隣
西部学童クラブ	45人	輪厚中央1丁目10番地2 輪厚児童センター内
西部第二学童クラブ	24人	輪厚中央1丁目12番地1
計 13クラブ	749人	

資料：北広島市（平成29年8月現在）

(3) 障がい福祉サービス事業所等の設置状況

平成29年10月現在、北広島市内には116か所の障がい福祉サービスや障がい児通所支援の事業所があり、札幌圏には4,088か所の事業所があります。(北海道調べ。ただし、複数のサービスを提供している事業所は二重にカウントされています。)

北広島市内の主な事業所は、居宅介護(13か所)、重度訪問介護(12か所)、就労継続支援(B型)(13か所)、生活介護(9か所)、短期入所(8か所)などです。

北広島市内の事業所数と札幌圏(※)全体の事業所数を人口1万人あたりに置き換えて比較すると、北広島市は19.72か所です。札幌圏平均は17.25か所となっており、圏域平均を上回る密度で事業所があることとなります。

本市は、人口の類似する都市等と比較すると障がい福祉サービス事業所が多い街ですが、地域が分散していることから、すべての地域ごとに事業所が充足している状況ではありません。

障がい児・者のニーズに応じ、障がい児・者が実際に選択し利用できる、きめ細やかなサービスの提供と確実な供給量の確保が必要です。また、ニーズに対する適切な情報提供が必要となります。

※ 札幌圏：石狩振興局管内の自治体

(札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村)

事業所の設置状況

単位：か所

	北広島市	札幌圏	1万人当たり事業所数	
			北広島市	札幌圏
居宅介護	13	610	2.21	2.57
重度障害者等包括支援	0	2	0	0.01
重度訪問介護	12	602	2.04	2.54
行動援護	3	137	0.51	0.58
同行援護	3	303	0.51	1.28
療養介護	0	2	0	0.01
生活介護	9	170	1.53	0.72
短期入所	8	104	1.36	0.44
自立訓練（機能訓練）	2	2	0.34	0.01
自立訓練（生活訓練）	0	28	0	0.12
宿泊型自立訓練	0	7	0	0.03
就労移行支援	7	97	1.19	0.41
就労継続支援A型	4	137	0.68	0.58
就労継続支援B型	13	368	2.21	1.55
施設入所支援	5	44	0.85	0.19
共同生活援助	4	203	0.68	0.86
計画相談支援	5	143	0.85	0.6
地域移行支援	3	82	0.51	0.35
地域定着支援	3	82	0.51	0.35
障害児相談支援事業	4	105	0.68	0.44
児童発達支援	7	383	1.19	1.61
医療型児童発達支援	0	3	0	0.01
障害児入所支援	0	3	0	0.01
医療型障害児入所支援	0	3	0	0.01
放課後等デイサービス	9	435	1.53	1.83
保育所等訪問支援	2	33	0.34	0.14
合計	116	4,088	19.72	17.25

資料：平成29年10月北海道調べ、平成29年10月札幌市ホームページより

(4) 第4期障がい福祉計画の進捗状況

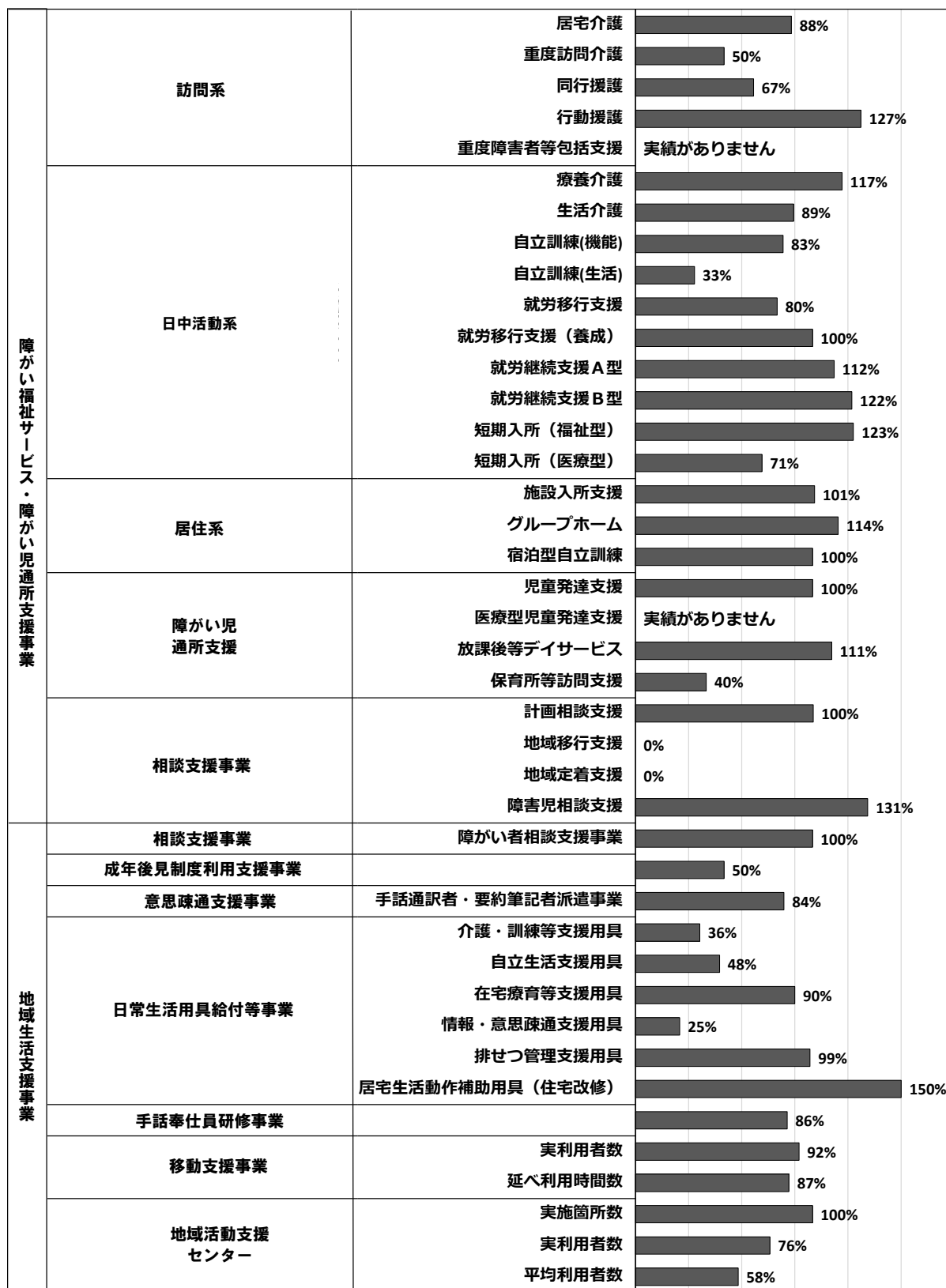
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス・地域生活支援事業および児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業は、障がい児・者が必要とするサービスを選択し展開されてきました。

平成27年度のサービス見込み量（計画値）に対する「進捗率」を算出するため、平成29年3月の利用実績値と比較すると、日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具《住宅改修》：150.0%）や障害児相談支援（131.2%）のように進捗率の高いものがある一方、日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具：25.0%）や、自立訓練（生活）（33.3%）など、4割以下の進捗率に留まっているものもあり、サービスの利用実績と見込み量には大きな開きがあります。

今後は、障がい児・者の意向を把握し、利用しやすいサービスの提供と確実な供給量の確保に努めるとともに、サービスにつなげるための適切な情報提供を行うことが必要です。

各種サービスの進捗状況(平成 28 年度)

0% 30% 60% 90% 120% 150% 180%



訪問系サービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用者数／月	計画値	89	92	95
		実績値	78	81	83
	利用時間数／月	計画値	2,440	2,522	2,604
		実績値	1,872	1,574	1,760
		進捗率	87.6%	88.0%	87.4%
	重度訪問介護	利用者数／月	計画値	1	2
実績値			1	1	1
利用時間数／月		計画値	192	384	384
		実績値	179	180	180
		進捗率	93.2%	46.9%	46.9%
同行援護		利用者数／月	計画値	5	6
	実績値		6	4	6
	利用時間数／月	計画値	98	117	136
		実績値	90	102	134
		進捗率	91.3%	87.2%	98.5%
	行動援護	利用者数／月	計画値	10	11
実績値			12	14	14
利用時間数／月		計画値	165	182	198
		実績値	177	225	245
		進捗率	107.0%	123.6%	123.7%
重度障害者等包括支援		利用者数／月	計画値	0	0
	実績値		0	0	0
	利用時間数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	合計	利用者数／月	計画値	105	111
実績値			97	100	104
利用時間数／月		計画値	2,895	3,205	3,322
		実績値	2,317	2,080	2,319
		進捗率	80.0%	64.9%	69.8%

※計画値は北広島市第4期障がい福祉計画における見込み量を示しています。

※平成27年度実績値は平成28年3月分の実績、平成28年度実績値は平成29年3月分の実績、平成29年度実績値は実績見込み値です。

※進捗率は実績値／計画値のことで。

資料：北広島市調べ

日中活動系サービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	利用者数／月	計画値	6	6	6
		実績値	7	7	7
		進捗率	116.7%	116.7%	116.7%
生活介護	利用者数／月	計画値	188	196	203
		実績値	177	175	176
	利用時間数／月	計画値	3,614	3,768	3,903
		実績値	3,543	3,378	3,442
		進捗率	98.0%	89.6%	88.2%
自立訓練（機能）	利用者数／月	計画値	5	6	6
		実績値	4	5	5
	利用時間数／月	計画値	42	51	51
		実績値	24	36	36
		進捗率	57.1%	70.6%	70.6%
自立訓練（生活）	利用者数／月	計画値	2	3	3
		実績値	0	1	1
	利用時間数／月	計画値	18	27	27
		実績値	0	23	23
		進捗率	0.0%	85.2%	85.2%
就労移行支援	利用者数／月	計画値	20	25	29
		実績値	14	20	24
	利用時間数／月	計画値	350	437	507
		実績値	244	386	278
		進捗率	69.7%	88.3%	54.8%
就労移行支援（養成）	利用者数／月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	0
	利用時間数／月	計画値	23	23	23
		実績値	14	1	0
		進捗率	60.9%	4.3%	0.0%
就労継続支援A型	利用者数／月	計画値	37	41	45
		実績値	39	46	54
	利用時間数／月	計画値	768	851	934
		実績値	813	960	818
		進捗率	105.9%	112.8%	87.6%
就労継続支援B型	利用者数／月	計画値	162	167	168
		実績値	198	204	219
	利用時間数／月	計画値	2,923	3,013	3,031
		実績値	3,676	3,705	3,467
		進捗率	125.8%	123.0%	114.4%

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所（福祉型）	利用者数／月	計画値	25	26	27
		実績値	31	32	33
	利用時間数／月	計画値	158	164	171
		実績値	196	167	183
		進捗率	124.1%	101.8%	107.0%
短期入所（医療型）	利用者数／月	計画値	7	7	8
		実績値	6	5	5
	利用時間数／月	計画値	42	42	48
		実績値	37	28	25
		進捗率	88.1%	66.7%	52.1%
合計	利用者数／月	計画値	453	478	496
		実績値	477	496	524
	利用時間数／月	計画値	7,938	8,376	8,695
		実績値	8,547	8,684	8,272
		進捗率	107.7%	103.7%	95.1%

居住系サービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	利用者数／月	計画値	94	90	87
		実績値	96	91	90
		進捗率	102.1%	101.1%	103.4%
グループホーム	利用者数／月	計画値	63	69	75
		実績値	74	79	86
		進捗率	117.5%	114.5%	114.7%
宿泊型自立訓練	利用者数／月	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	2
		進捗率	0.0%	100.0%	200.0%
合計	利用者数／月	計画値	158	160	163
		実績値	170	171	178
		進捗率	107.6%	106.9%	109.2%

障がい児通所支援の実績と進捗状況

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数／月	計画値	79	82	85
		実績値	75	82	86
	利用時間数／月	計画値	308	320	331
		実績値	276	356	396
		進捗率	89.6%	111.3%	119.6%

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型児童発達支援	利用者数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用時間数／月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
放課後等デイサービス	利用者数／月	計画値	80	83	86
		実績値	85	92	96
	利用時間数／月	計画値	835	866	897
		実績値	1,057	1,153	1,201
		進捗率	126.6%	133.1%	133.9%
保育所等訪問支援	利用者数／月	計画値	10	10	10
		実績値	5	4	4
	利用時間数／月	計画値	20	20	20
		実績値	6	6	6
		進捗率	30.0%	30.0%	30.0%
合計	利用者数／月	計画値	169	175	181
		実績値	165	178	186
	利用時間数／月	計画値	1,163	1,206	1,248
		実績値	1,339	1,515	1,603
		進捗率	115.1%	125.6%	128.4%

相談支援の実績と進捗状況

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	利用者数／月	計画値	485	501	517
		実績値	451	531	541
		進捗率	93.0%	106.0%	104.6%
地域移行支援	利用者数／月	計画値	5	6	6
		実績値	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数／月	計画値	2	3	4
		実績値	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	利用者数／月	計画値	150	154	159
		実績値	194	197	188
		進捗率	129.3%	127.9%	118.2%

地域生活支援事業のサービスの実績と進捗状況

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	未実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業					
①相談支援事業					
ア 障がい者相談支援事業	実施箇所数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
イ 基幹相談支援センター	実施の有無	計画値	未実施	未実施	未実施
		実績値	未実施(※)	未実施(※)	未実施(※)
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	1	2	2
		実績値	1	1	2
		進捗率	100.0%	50.0%	100.0%
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	未実施	未実施	未実施
		実績値	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業					
①手話通訳者要約筆記者派遣事業	利用者数	計画値	28	31	34
		実績値	29	26	26
		進捗率	103.6%	83.9%	76.5%
②手話通訳者設置事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実施値	実施	実施	実施
(7) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練等支援用具	給付件数	計画値	11	11	11
		実施値	5	4	4
		進捗率	45.5%	36.4%	36.4%
②自立生活支援用具	給付件数	計画値	40	40	40
		実施値	17	19	24
		進捗率	42.5%	47.5%	60.0%
③在宅療育等支援用具	給付件数	計画値	10	10	10
		実施値	8	9	8
		進捗率	80.0%	90.0%	80.0%

サービス種別	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(8) 手話奉仕員研修事業	派遣 可能者数	計画値	13	14	15
		実績値	12	12	12
		進捗率	92.3%	85.7%	80.0%
(9) 移動支援事業					
① 実利用者数	人／年	計画値	114	118	122
		実績値	118	109	116
		進捗率	103.5%	92.4%	95.1%
② 延べ利用時間数	時間／年	計画値	8,233	8,522	8,811
		実績値	7,968	7,385	7,138
		進捗率	96.8%	86.7%	81.0%
(10) 地域域活動支援センター					
① 実施箇所数	箇所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
② 実利用者数	人／年	計画値	54	54	54
		実績値	48	41	31
		進捗率	88.9%	75.9%	57.4%
③ 平均利用者数	人／日	計画値	31	31	31
		実績値	24	18	18
		進捗率	77.4%	58.1%	58.1%

※基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談機能については、市が相談支援事業所（生活支援・就労支援）との連携を図り、その機能を担っています。

4 上位計画・関連計画

① 北広島市総合計画

本市では、まちづくりの基本的な方向を示すものとして、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする北広島市総合計画（第5次）を平成23年3月に策定し、平成28年3月には、まちづくりの基本的方向は維持しつつ、時代の変化や課題に適切かつ速やかに対処するため、基本計画の見直しを行い、北広島市総合計画（第5次）改定版を策定しました。

この計画では、まちづくりのテーマを「自然と創造の調和した豊かな都市」とし、めざす都市像を「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の3つと定めています。

都市像の実現に向けて基本目標を6つ定めており、それらは、1) 支えあい健やかに暮らせるまち、2) 人と文化を育むまち、3) 美しい環境にまつまれた安全なまち、4) 活気ある産業のまち、5) 快適な生活環境のまち、6) にぎわい・活力のあるまち、としています。

障がい者福祉施策については、その方向を、1) ノーマライゼーション社会を推進するための相談支援体制の充実、2) 地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付・コミュニケーション支援・日常生活用具の給付等、必要なサービスの提供、3) 就労促進のために必要な訓練や活動の場の提供、就労機会の拡大、4) 地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供、としています。

② 障害者基本計画（第4次）

国は、障害者基本法に基づく計画として、平成30年度から平成34年度までの概ね5年間に講じるべき施策の基本的方向を定めた障害者基本計画（第4次）を平成29年度に策定することとしています。

この計画では、障害者基本法における、1) 地域社会における共生等、2) 差別の禁止、3) 国際的協調、の3条項を基本原則としています。

施策推進の基本方針として、1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援、5) 障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、6) P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進、の6つの横断的な視点を取り上げています。

分野別施策については、1) 安全・安心な生活環境の整備、2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、3) 防災、防犯等の推進、4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進、6) 保健・医療の推進、7) 行政等における配慮

の充実、8) 雇用・就業、経済的自立の支援、9) 教育の振興、10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興、11) 国際協力の推進、の11分野について基本的な方向を示しています。

③ 第2期北海道障がい者基本計画

北海道は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする第2期北海道障がい者基本計画を平成25年3月に策定し、平成29年度には、基本計画の見直しを行い、第2期北海道障がい者基本計画：改訂版を策定することとしています。

この計画は、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図ることとしています。

第2期計画の推進に向けた基本方針としては、1) 「地域生活の支援体制の充実、2) 自立と社会参加の促進、3) バリアフリー社会の実現、の3点を掲げています。

計画の基本的な考え方としては、1) 生活支援、2) 保健・医療、3) 療育・教育、4) 就労支援、5) 社会参加、6) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、7) 生活環境、8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、の8つを取り上げています。

④ 第5期北海道障がい福祉計画

北海道は、障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画として、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期北海道障がい福祉計画を平成29年度に策定することとしています。

この計画は、市町村の障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい福祉サービスの提供体制の確保など、その他関連する法律に基づく業務の円滑な実施を目指すものとしています。

国から示された基本指針を踏まえて、障がいのある子どもへの支援や就労支援など、ライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、「障がい者就労支援推進計画」と「障がい児福祉計画」を包含し、一体的に策定することとしています。

第5期計画の推進に向けた基本的な考え方としては、1) 北海道障がい者条例の施策の推進、2) 権利擁護の推進、3) 地域生活支援体制の充実、4) 意思疎通支援・情報提供の充実、5) サービス提供基盤の整備、6) 障がい児支援の充実、7) 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援、8) 精神保健福祉・医療施策の充実、9) 就労支援施策の充実、10) 人材の育成・

確保及びサービスの質の向上、11) 安全確保に備えた地域づくりの推進、の11点を掲げています。

⑤ 北広島市第4期地域福祉計画

本市では、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画として、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする北広島市第4期地域福祉計画を平成27年3月に策定しています。

この計画は、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人が地域社会の一員として尊重され、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるように、広範な地域福祉の担い手とともに支え合う地域福祉づくりを目指すための指針と施策を定めています。

基本メッセージを「みんなで高める“地域力” みんなで広げる住みよいまち」とし、4つの基本理念として、1) “地域力”を育て、高めあう福祉のまち、2) 市民が主役となった地域福祉活動の推進、3) 地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉、4) 公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による地域の“福祉力”の向上、を定めています。

施策展開のための基本目標は、1) 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供、2) 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために、3) 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進、4) その他の地域福祉の発展に向けて、5) 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり、としています。

⑥ 北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

本市では、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画として高齢者保健福祉計画を、介護保険法に基づく介護保険事業計画を、平成30年度から平成32年度までを計画期間として、平成29年度に策定することとしています。

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は連携する必要性があり、老人福祉法および介護保険法では、それぞれの担う役割を明らかにして2つの計画を一体のものとして作成されなければならないこととしています。

「高齢者保健福祉計画」は、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置づけており、「介護保険事業計画」は、市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険給付等対象サービスや地域支援事業の見込み量を定めるなど介護保険事業の運営の基となる計画です。

施策展開のための基本的な目標は、1) 介護予防と自立支援、2) 介護サービスの充実、3) 地域支援体制の推進、4) 生きがいと社会参加の促進、5) 適切な介護保険事業の運営、としています。

⑦ 北広島市健康づくり計画（第4次）

本市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として、平成27年度から平成32年度までを計画期間とする北広島市健康づくり計画（第4次）を平成27年3月に策定しています。

この計画は、妊産婦、乳幼児から高齢者まですべての市民が心身ともにいきいきとした生活を送ることを目指し、生涯を通じた健康づくりを図るための指針として定めています。

計画の基本理念は、「互いに支え助け合い、生涯を通じ心身ともにいきいきと健康で暮らせるまちの実現」としています。

施策推進のための基本的な方向は、1) 健康寿命の延伸、2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、4) 生活習慣及び社会環境の改善、の4つとしています。

この基本的な方向ごとに、健康づくりを推進するため、各項目別の目標と指標を設定し、具体的な取組み（事業等）を推進するとともに、ライフステージによって健康づくりの取組みが異なることから、ライフステージ別（妊産婦期、幼・少年期、青年期、壮年期、高齢期）の取組みも定めています。

⑧ 北広島市子ども・子育て支援プラン

本市では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るために、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする北広島市子ども・子育て支援プランを平成27年3月に策定しています。

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため策定する次世代育成支援対策推進行動計画の内容を組み込んだものです。

計画の基本理念は、1) すべての子どもの最善の利益が尊重される環境づくり、2) すべての親が安心して子育てできる環境づくり、3) すべての人が命の大切さを感じる環境づくり、4) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり、としています。

施策推進のための基本目標は、1) 地域における子育ての支援、2) 母性と子どもの健康の確保と増進、3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4) 子育てを支援する生活環境の整備、5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等、6) 子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進、7) 子どもの安全の確保、8) 社会的支援を必要とする子どもなどへの取組の推進、9) 子どもの権利の保障の推進、の9つです。

5 アンケート報告書概要

(1) 実施概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的とした2種類のアンケート調査を実施しました。

- 1 福祉に関するアンケート調査
- 2 障がい支援計画策定に向けた市民意識調査

②調査の概要

○ 調査対象

- 1 市内在住の 65 歳未満の障がい福祉サービス等利用児者 647 人および市内在住の 65 歳未満の障害者手帳所持者のうち障がい福祉サービス等未利用児者 300 人（無作為抽出） 計 947 人
- 2 20 歳以上 65 歳未満の市民（無作為抽出） 700 人

○ 調査期間

- 1・2ともに平成 29 年 7 月 4 日～7 月 31 日

○ 調査方法

郵送による調査票の配付・回収

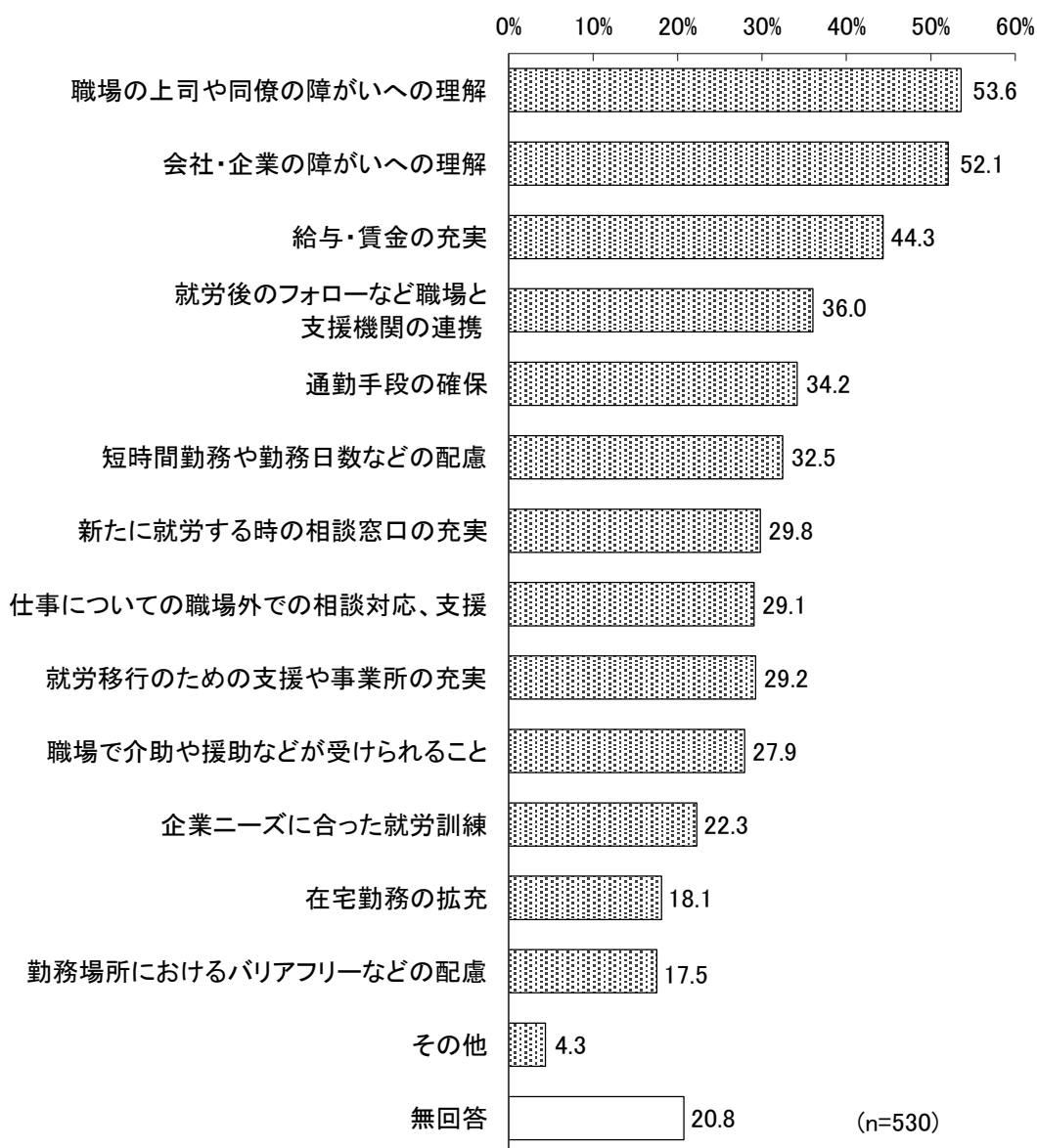
③回収状況

	種別	配付数	回収数	回収率
1	福祉に関するアンケート調査	947 票	530 票	56.0%
2	障がい支援計画策定に向けた市民意識調査	700 票	274 票	39.1%

(2) 調査結果

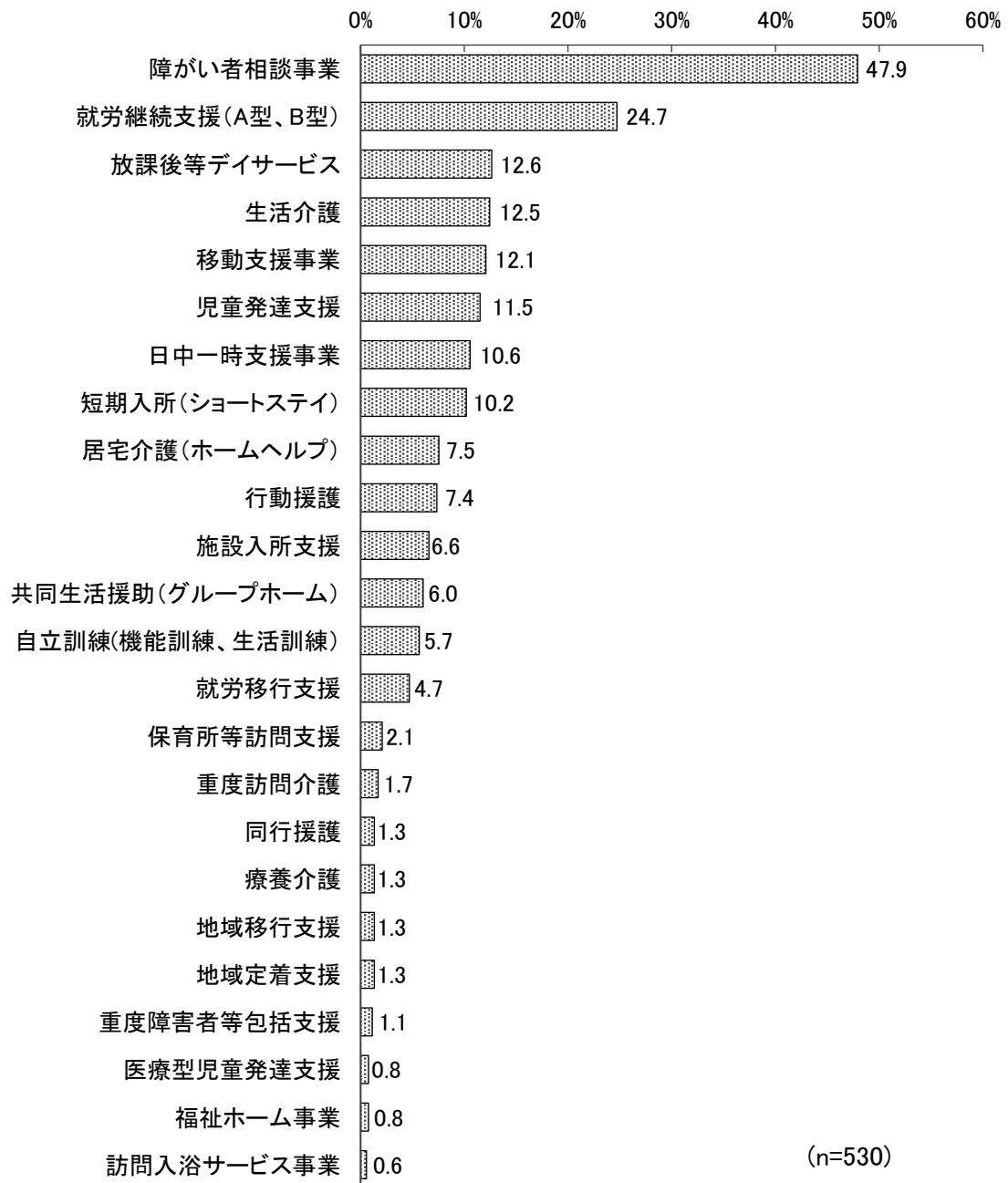
①必要だと思う障がい者の就労支援

必要だと思う障がい者の就労支援としては、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が53.6%で最も高く、次いで「会社・企業の障がいへの理解」が52.1%、「給与・賃金の充実」が44.3%となっています。



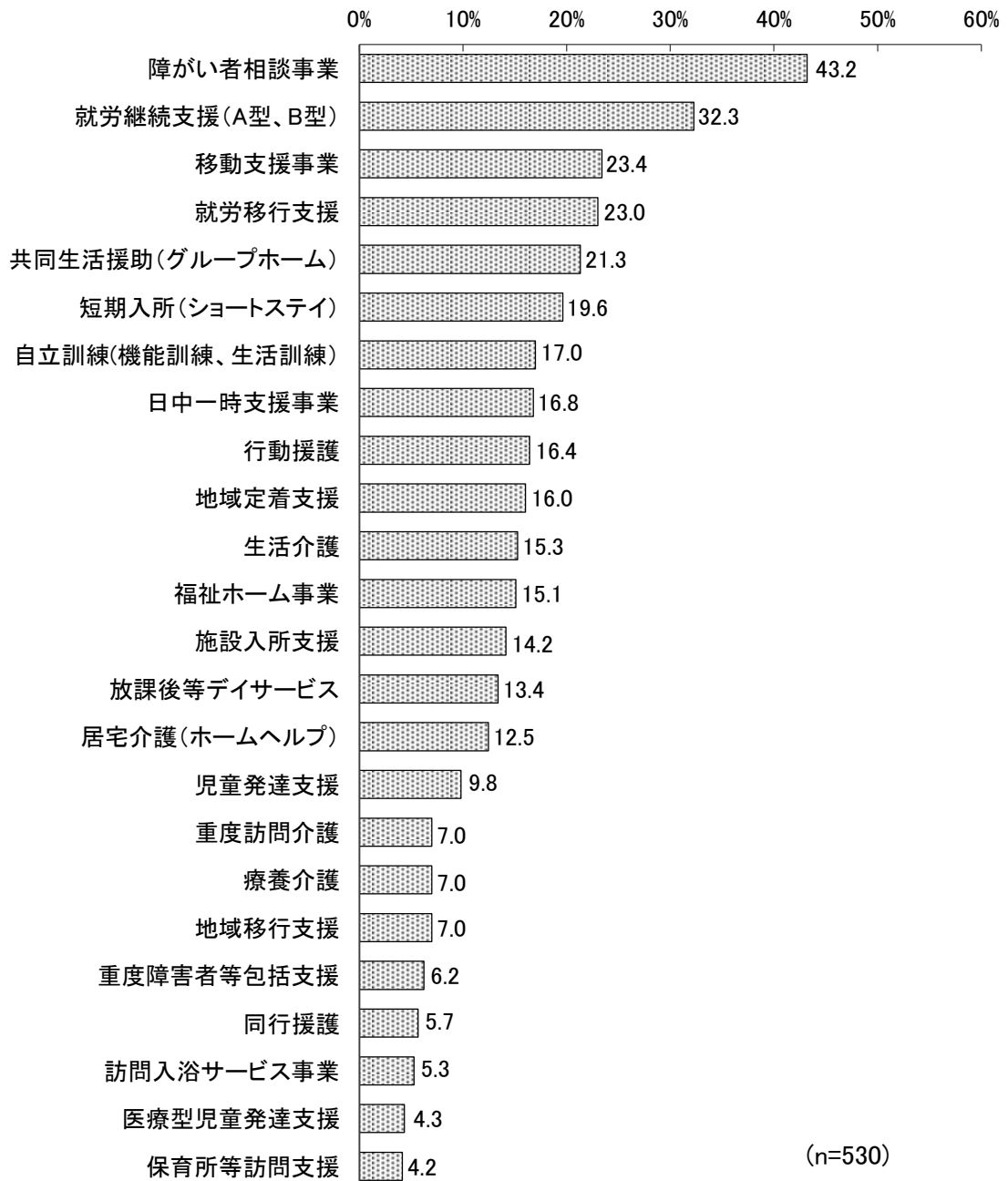
②現在利用している障がい福祉サービス

現在利用している障がい福祉サービスは、「障がい者相談事業」が47.9%で最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」が24.7%、「放課後等デイサービス」が12.6%、「生活介護」が12.5%となっています。



③今後、利用したいと思う障がい福祉サービス

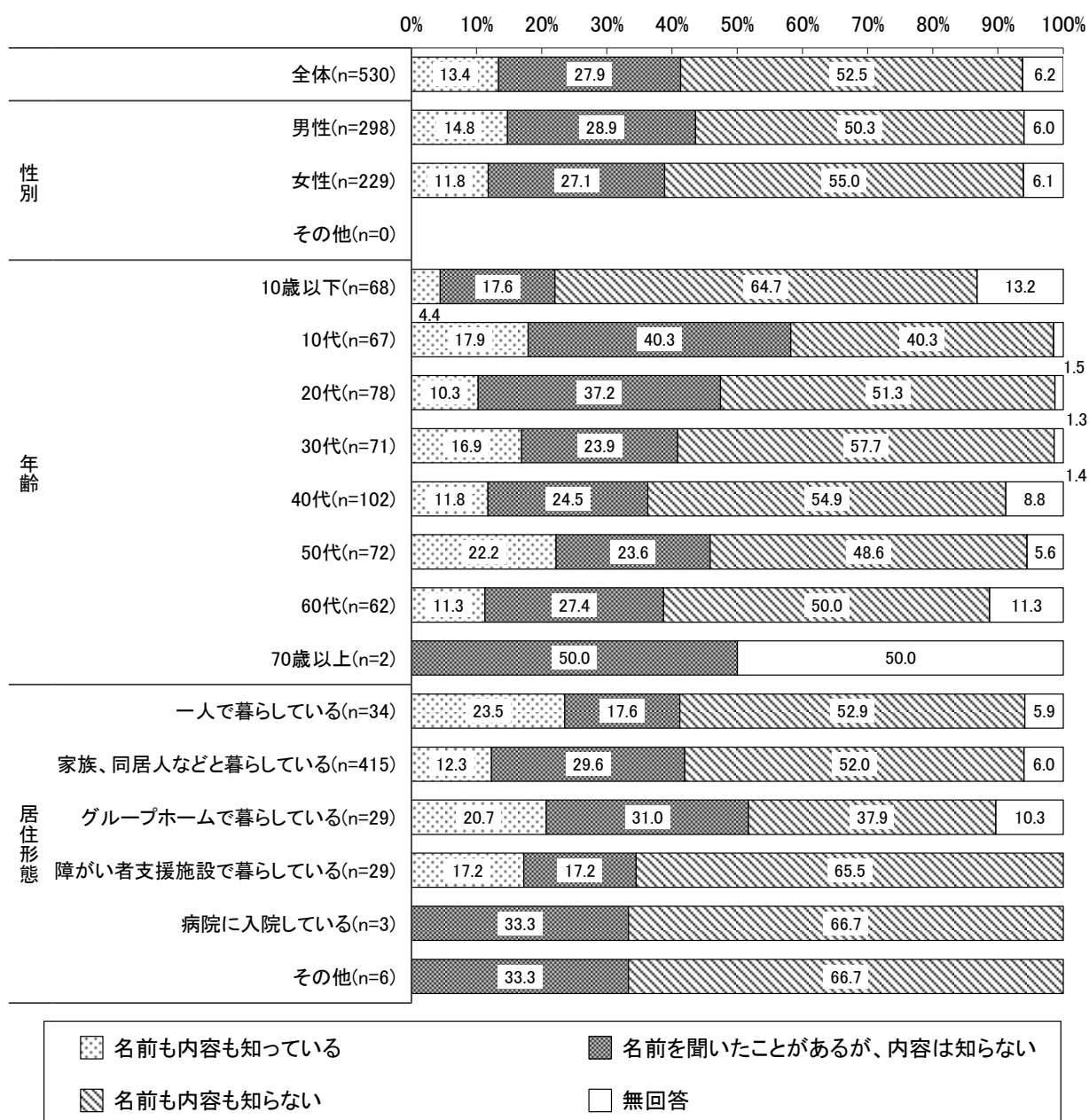
今後、利用したいと思う障がい福祉サービスについては、「障がい者相談事業」が43.2%で最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」が32.3%、「移動支援事業」が23.4%、「就労移行支援」が23.0%となっています。



④障害者差別解消法の施行を知っているか

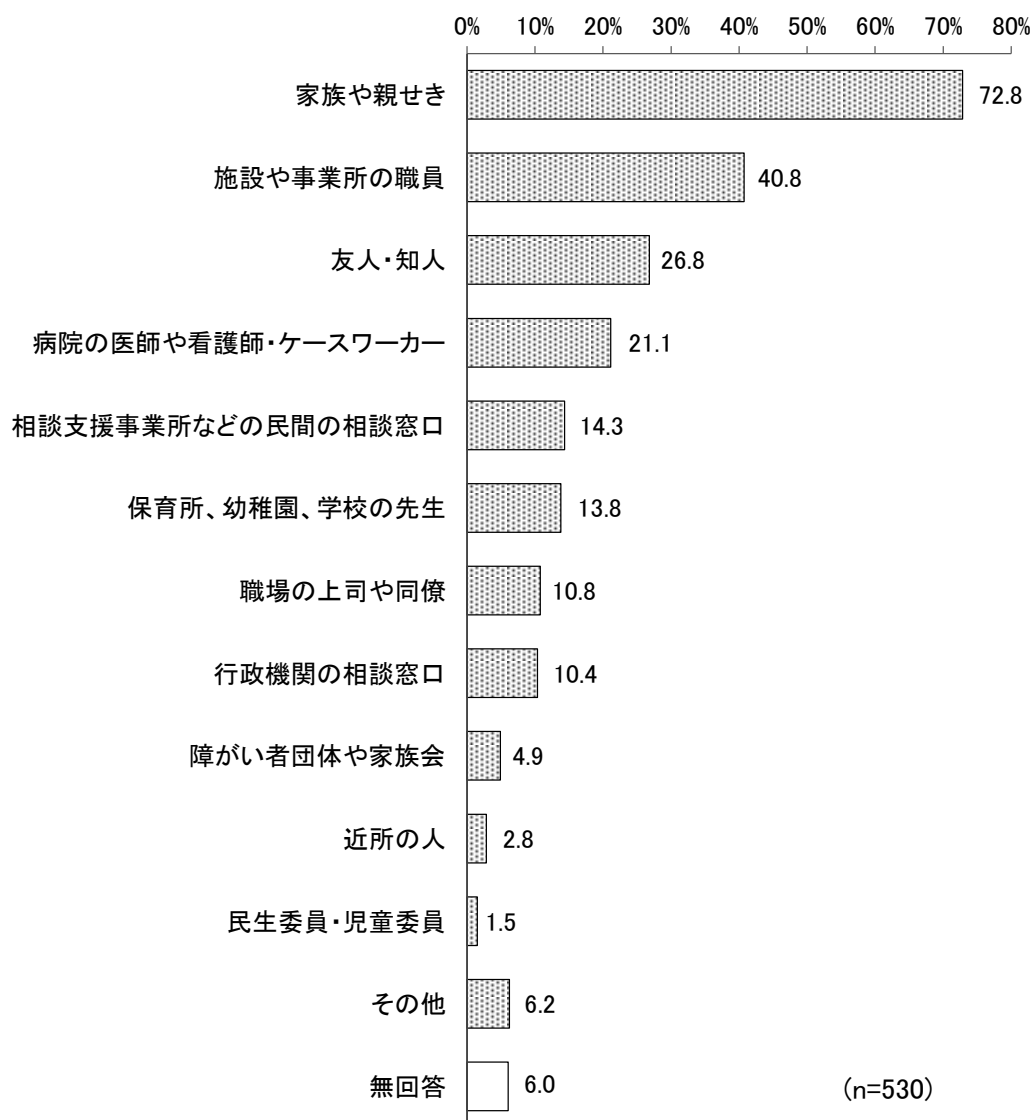
障害者差別解消法を知っているかについては、全体で見ると「名前も内容も知らない」が52.5%で最も高く、「名前を聞いたことがある」が27.9%、「名前も内容も知っている」が13.4%となっています。

属性別における「名前も内容も知っている」の割合をみると、年齢別では50代が22.2%で最も高く、次いで10代が17.9%、30代が16.9%となっています。居住形態別では「一人で暮らしている」が23.5%で最も高く、次いで「グループホームで暮らしている」が20.7%、「障がい者支援施設で暮らしている」が17.2%、「家族、同居人などと暮らしている」が12.3%となっています。



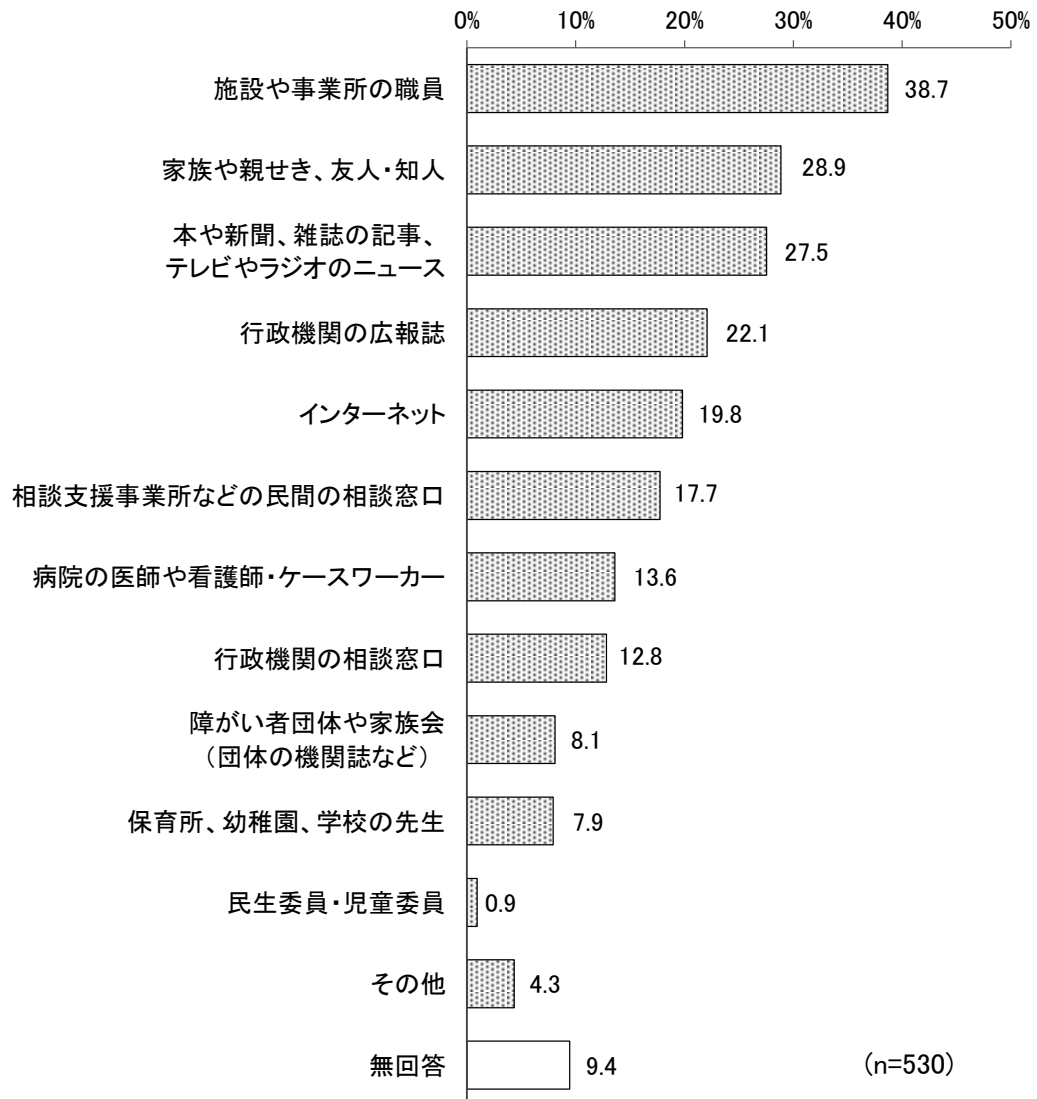
⑤悩みや困ったことの相談相手

悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親せき」が72.8%で最も高く、次いで「施設や事業所の職員」が40.8%、「友人・知人」が26.8%、「病院の医師や看護師・ケースワーカー」が21.1%となっています。



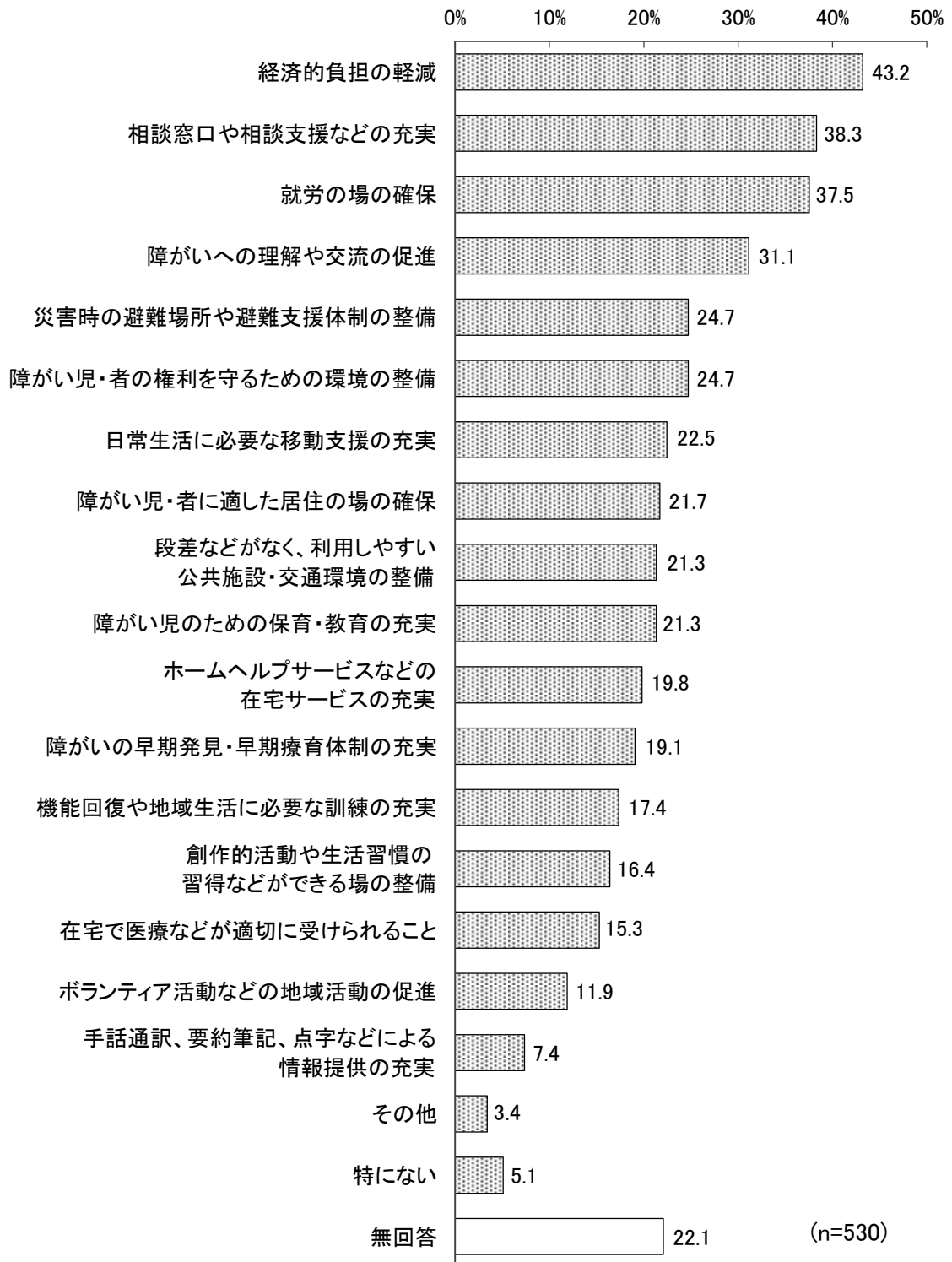
⑥障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の取得先は、「施設や事業所の職員」が38.7%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が28.9%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が27.5%となっています。



⑦地域で生活するために必要な支援

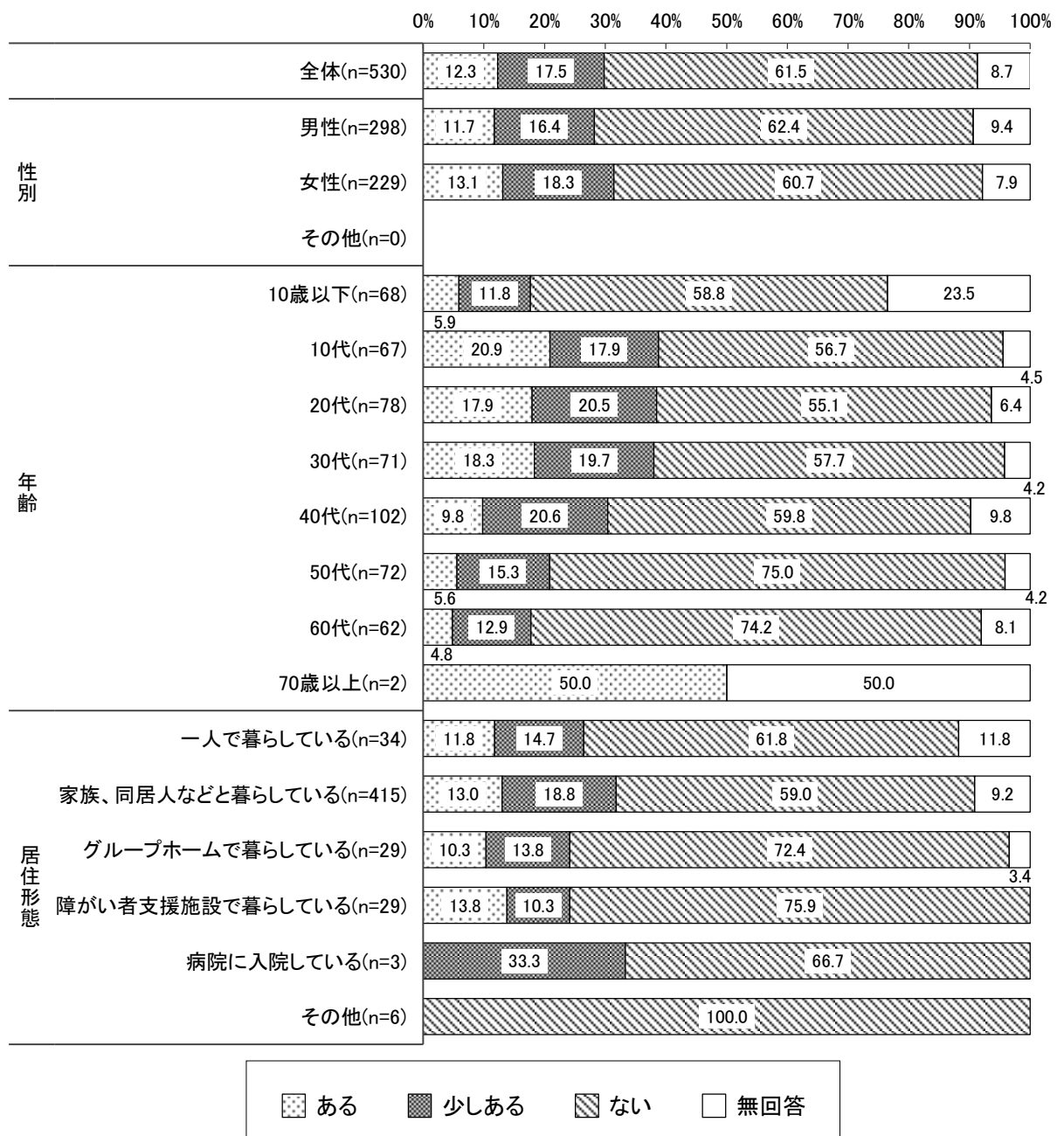
地域で生活するために必要な支援は、「経済的負担の軽減」が43.2%で最も高く、次いで「相談窓口や相談支援などの充実」が38.3%、「就労の場の確保」が37.5%、「障がいへの理解や交流の促進」が31.1%となっています。



⑧障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）こと

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことは、「ない」が61.5%であるのに対して、「ある」と「少しある」の合計は29.8%となっています。

属性別で「ある」と「少しある」の合計をみると、年齢別の10代、20代、30代ではいずれも4割近くになっており、他の年齢よりも高くなっています。

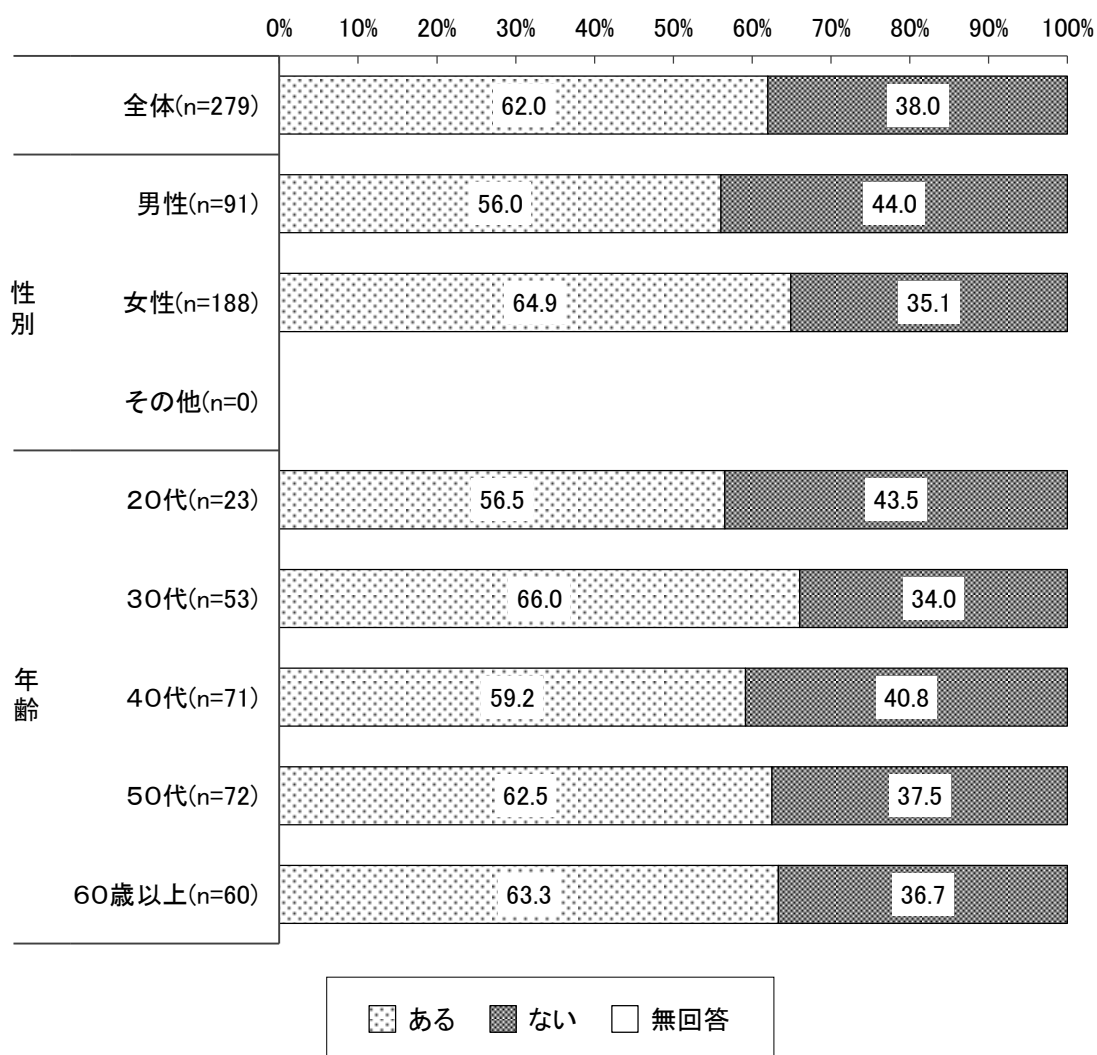


(3) 市民意識調査結果概要

①障がい児・者とふれあったことがあるか

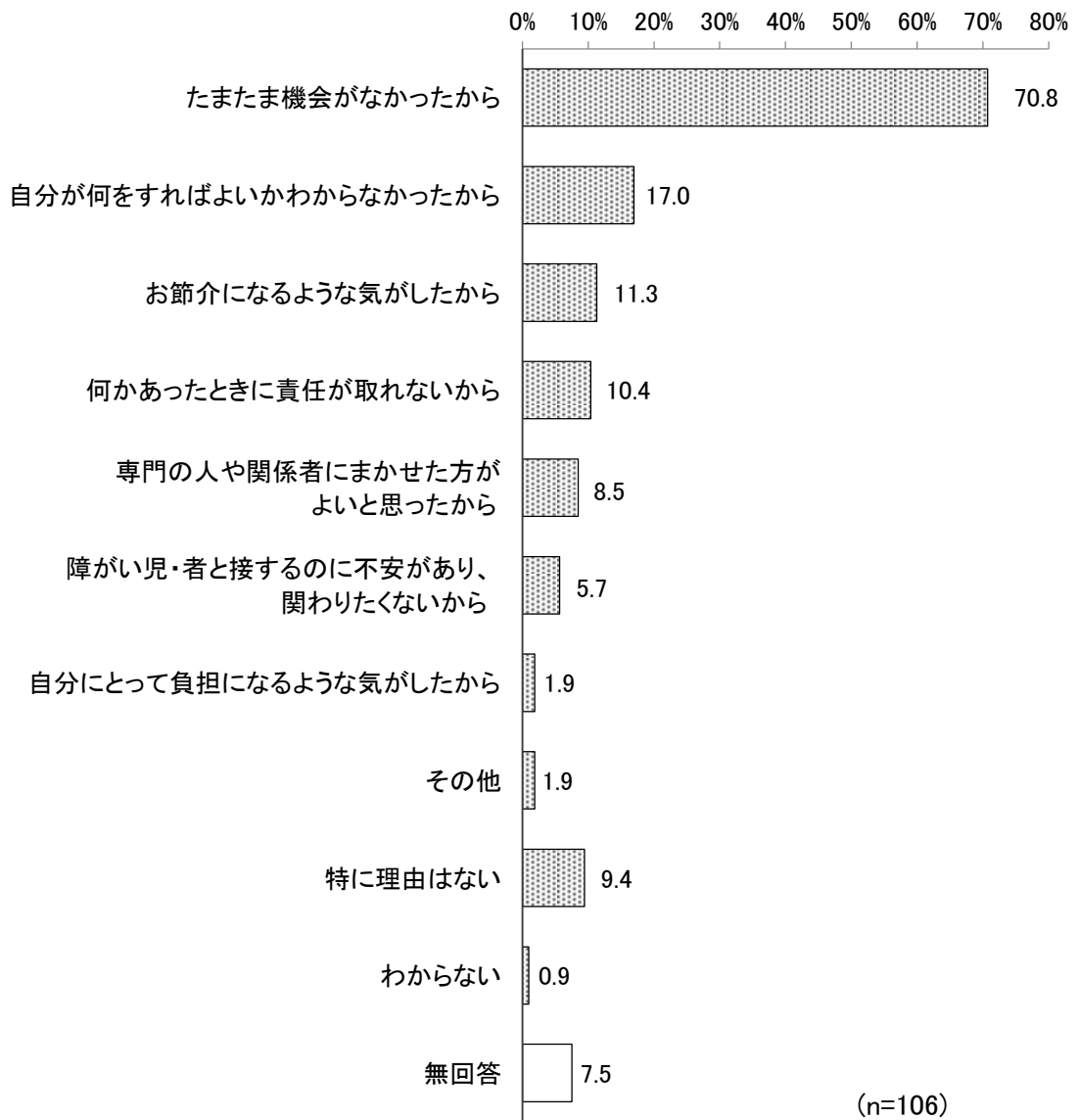
障がい児・者とふれあったことがあるかは、全体で見ると「ある」が62.0%、「ない」が38.0%となっています。

属性別で「ある」の割合をみると、性別では男性が56.0%、女性が64.9%と女性のほうがやや高く、8.9%の差があります。



②障がい児・者とふれあいを持たなかった理由

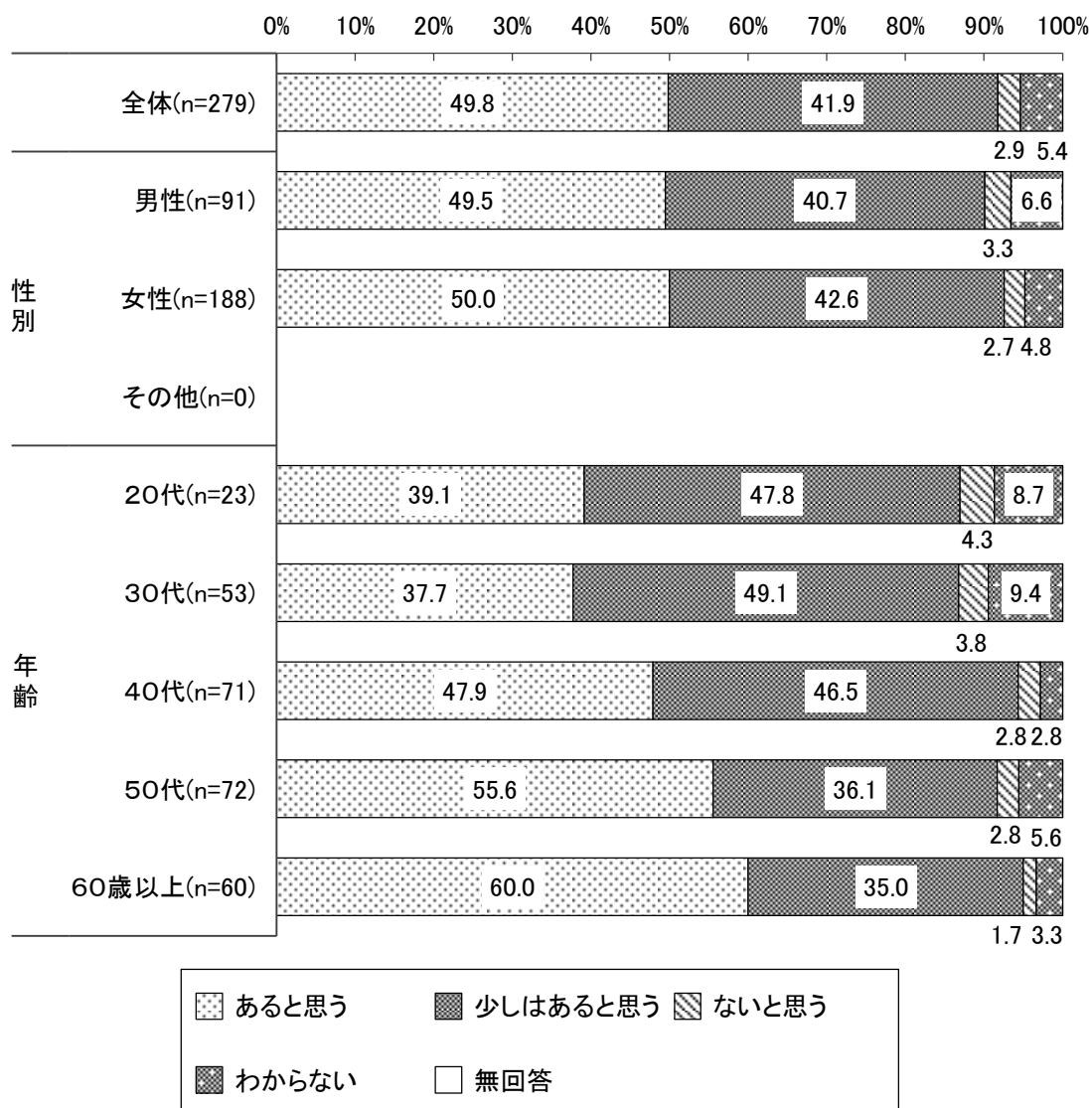
障がい児・者とふれあいを持たなかった理由は、全体で見ると「たまたま機会がなかったから」が70.8%と最も高く、次いで「自分が何をすればよいかわからなかったから」が17.0%、「お節介になるような気がしたから」が11.3%となっています。



③差別や偏見があると思うか

社会の状況は障がい児・者に対する差別や偏見があると思うかは、全体でみると「あると思う」が49.8%と最も高く、次いで「少しはあると思う」が41.9%、「わからない」が5.4%となっています。

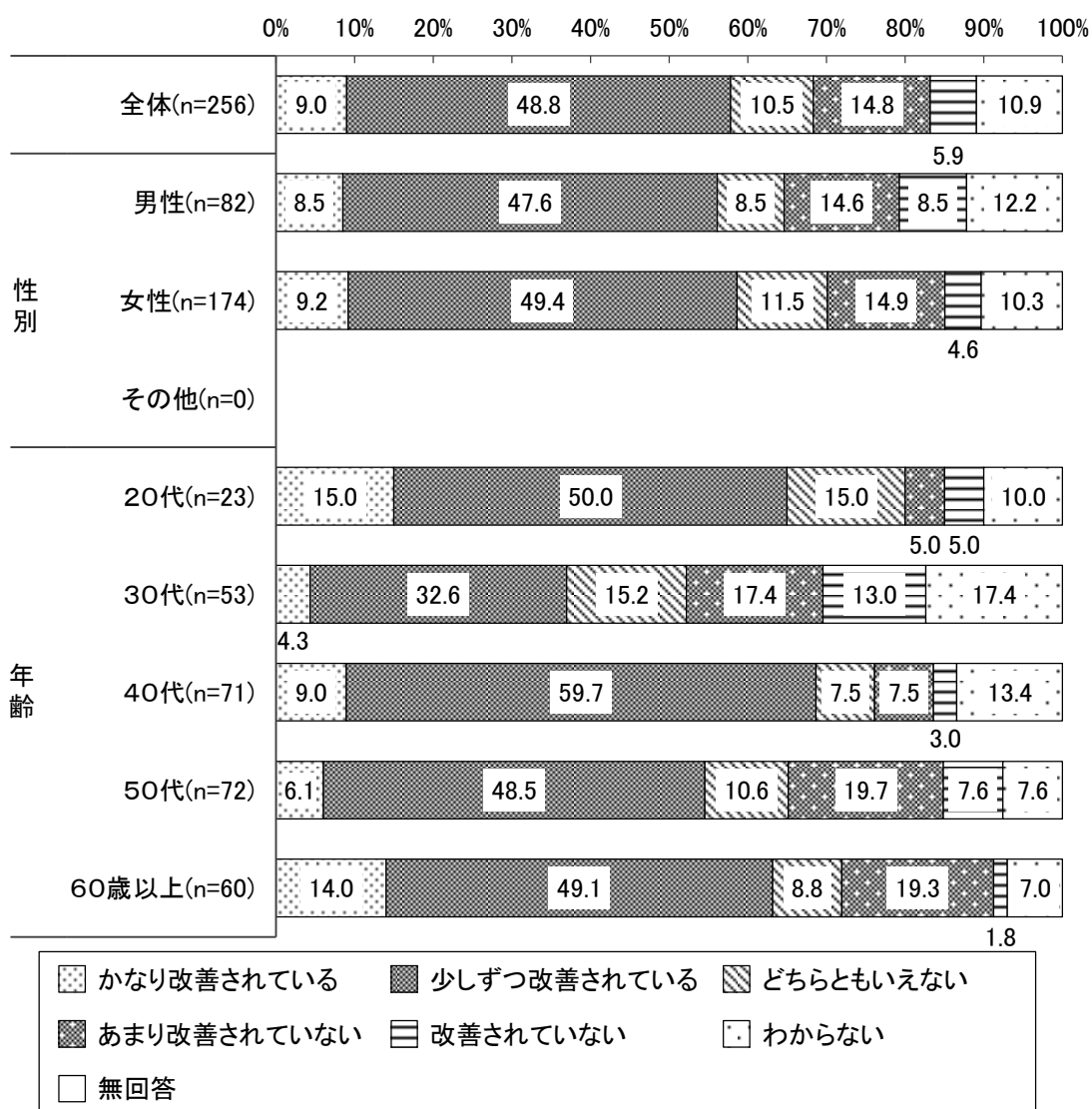
属性別で「あると思う」の割合をみると、年齢別では50代が55.6%、60歳以上が60.0%とやや高めとなっています。



④差別や偏見が改善されたと思うか

障がい児・者に対する差別や偏見が改善されたと思うかは、全体で見ると「少しずつ改善されている」が48.8%と最も高く、次いで「あまり改善されていない」が14.8%、「わからない」が10.9%となっています。

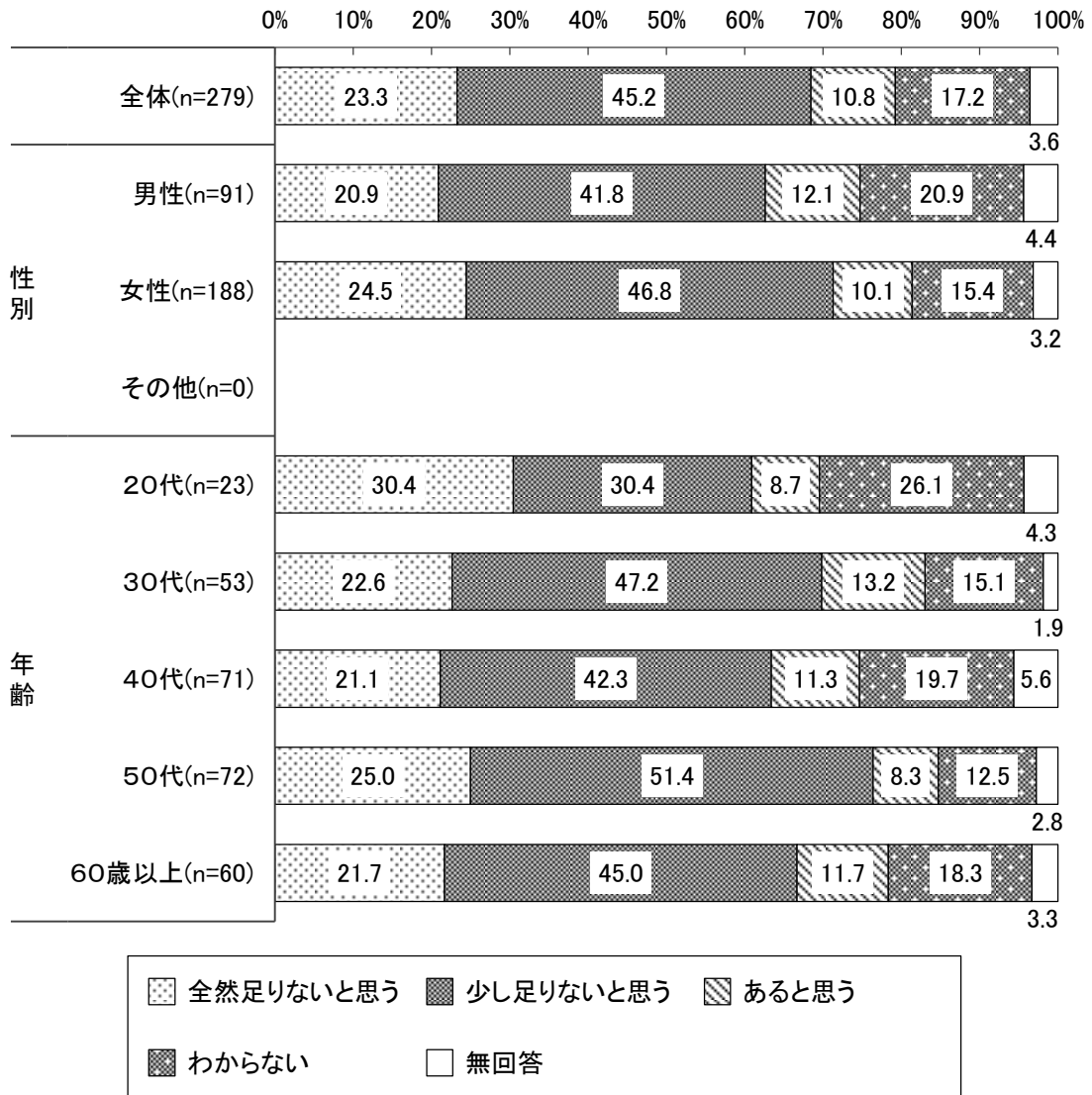
属性別で「かなり改善されている」と「少しずつ改善されている」の合計をみると、年齢別では30代が36.9%と他の年齢よりも低くなっています。



⑤障がい児・者への対応や理解が十分にあると感じるか

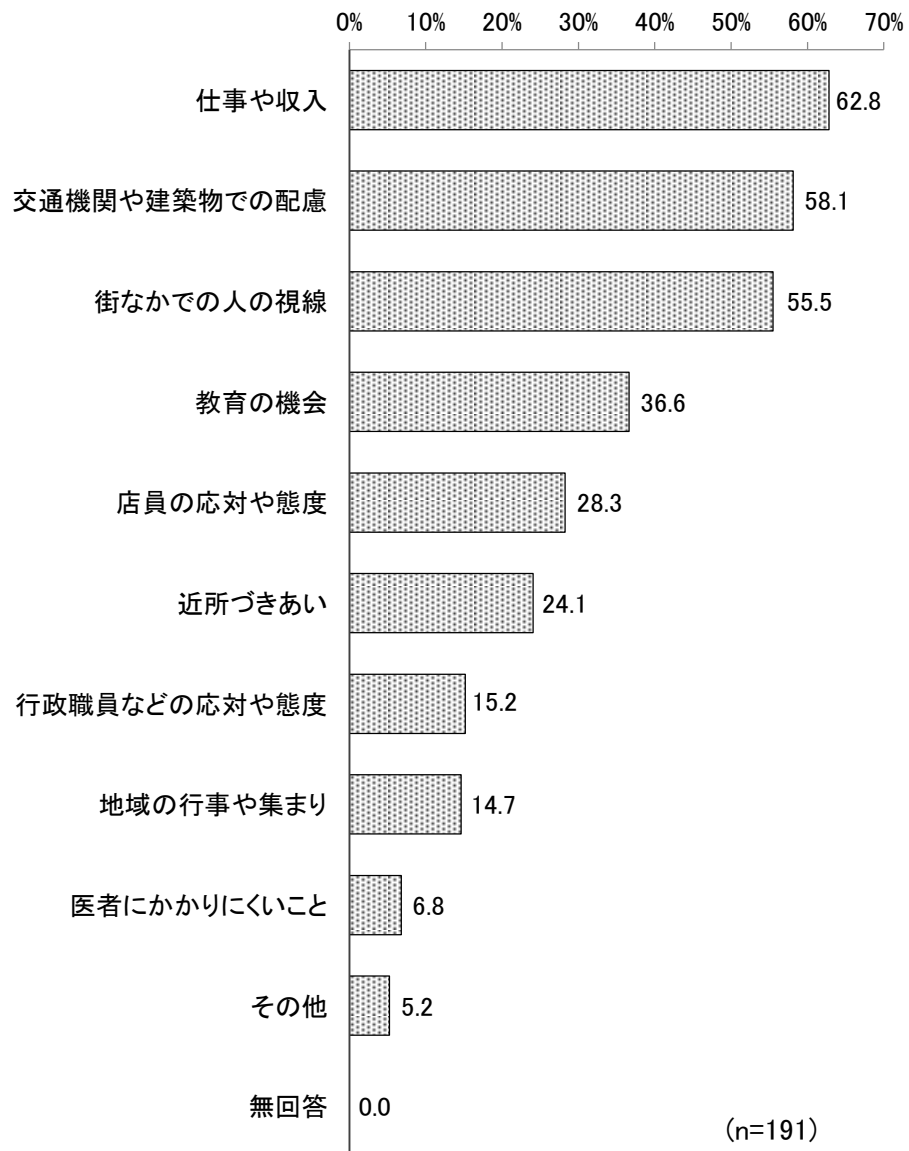
社会の障がい児・者への対応や理解が十分にあると感じるかは、全体でみると「少し足りないと思う」が45.2%と最も高く、次いで「全然足りないと思う」が23.3%、「わからない」が17.2%となっています。

属性別で「全然足りないと思う」の割合をみると、年齢別では20代が30.4%、50代が25.0%とそれぞれ全体の23.3%をやや上回っています。



⑥対応や理解が十分ではないと感じる場面等

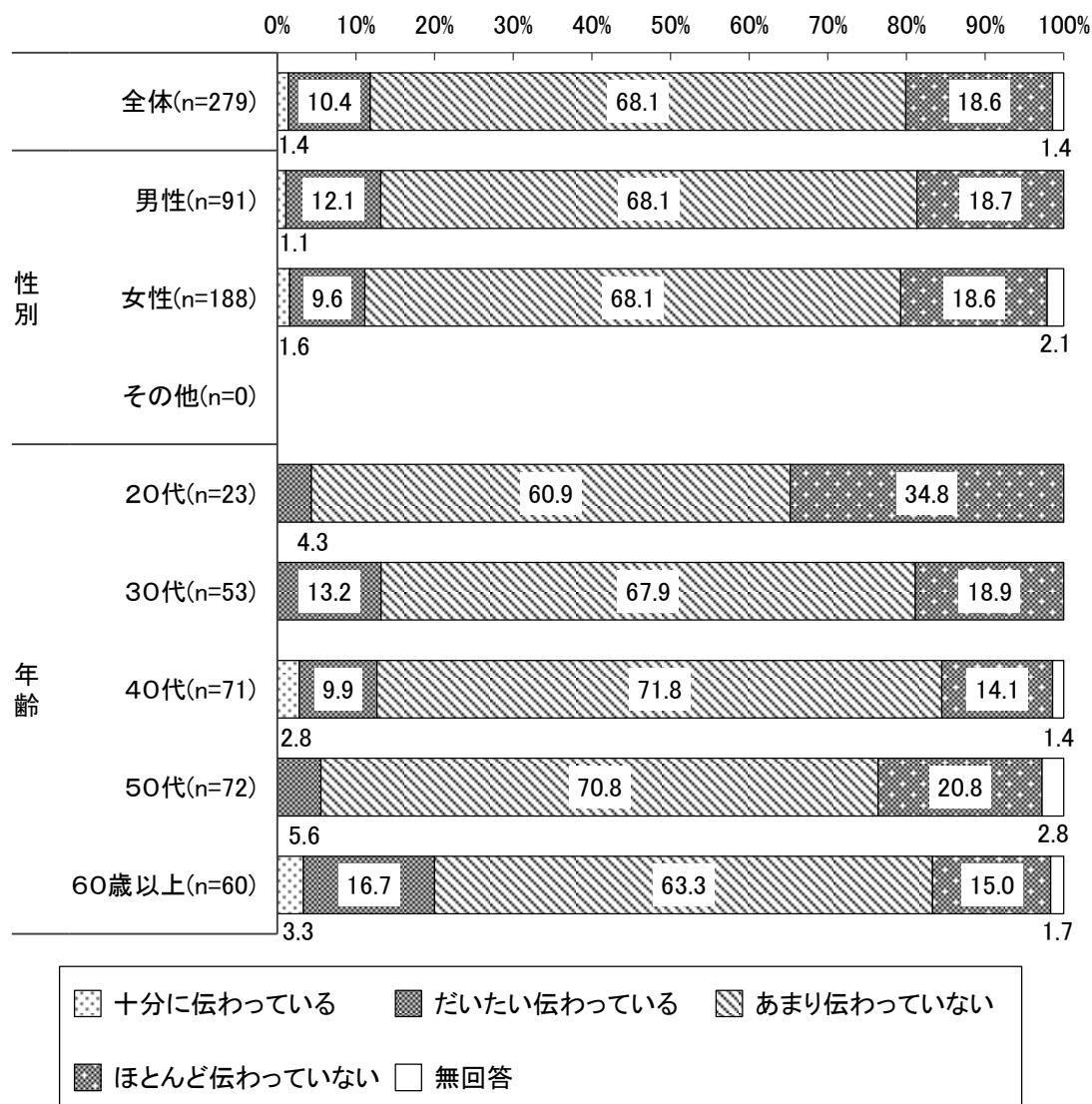
どんな場面や状況において対応や理解が十分ではないと感じるかは、全体でみると「仕事や収入」が62.8%と最も高く、次いで「交通機関や建築物での配慮」が58.1%、「街なかでの人の視線」が55.5%、「教育の機会」が36.6%となっています。



⑦障がい福祉に関する情報の市民への伝達

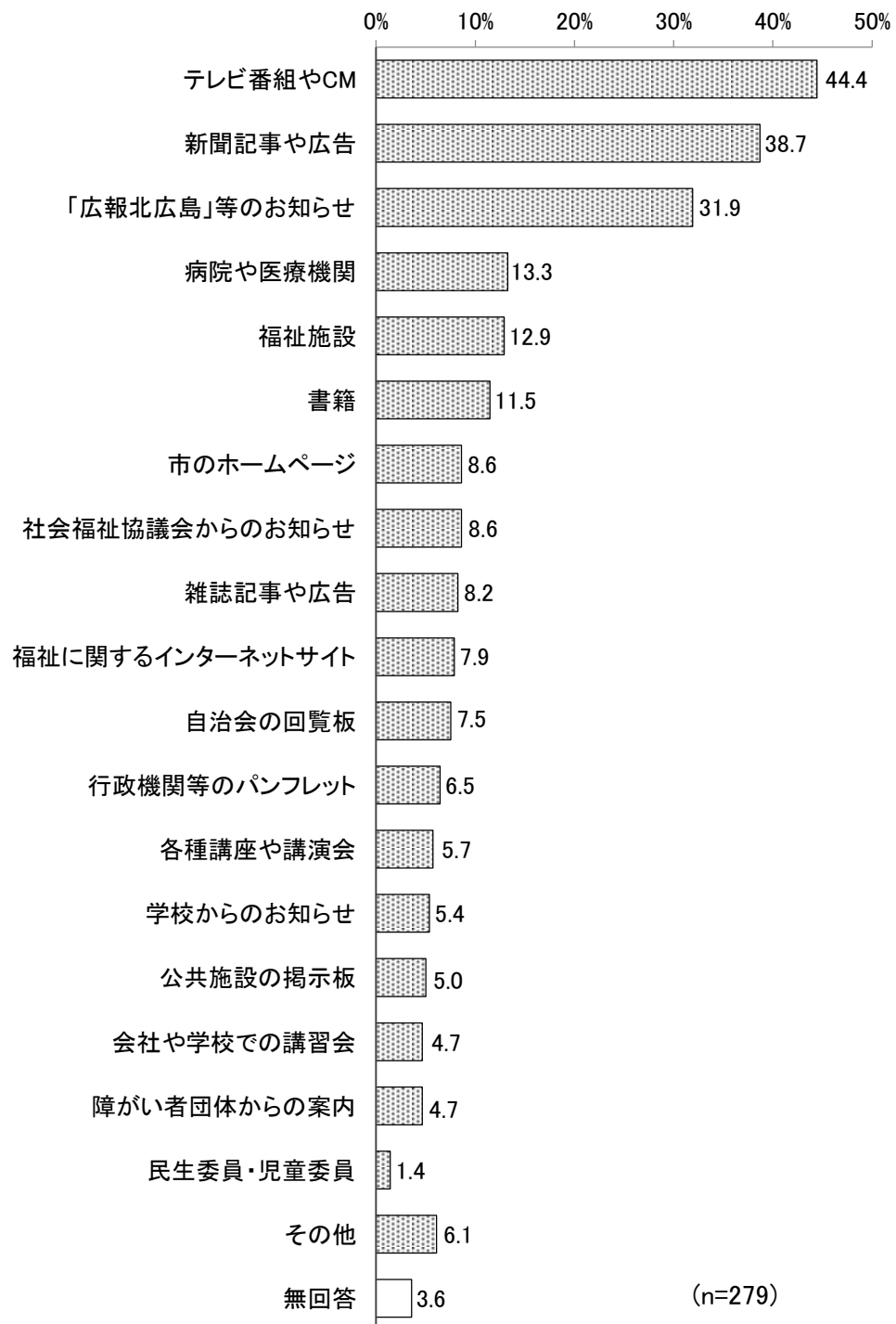
障がい福祉に関する情報の市民への伝達は、全体で見ると「あまり伝わっていない」が68.1%と最も高く、次いで「ほとんど伝わっていない」が18.6%、「だいたい伝わっている」が10.4%となっています。

属性別で「ほとんど伝わっていない」の割合をみると、年齢階級別では20代が34.8%と最も高くなっています。



⑧障がい福祉に関する情報の入手場所

障がい福祉に関する情報の入手場所は、全体で見ると「テレビ番組やCM」が44.4%と最も高く、次いで「新聞記事や広告」が38.7%、「『広報北広島』等のお知らせ」が31.9%、「病院や医療機関」が13.3%となっています。



6 障がい福祉の課題

(1) 障がい福祉施策の課題

①総合的な相談体制の提供

障がい児・者は年々増加する見込みであり、求められる支援も多様化していることから、相談支援の役割はますます重要となります。

障がい児・者が地域で安心して暮らすためには、障がい児・者やその家族などへの的確な相談対応や適切な情報提供など総合的な相談体制の充実が求められます。

②利用しやすいサービスの提供・障がい児支援の充実

障がいの内容や程度は多岐にわたり、その生活も様々であり、また生活ニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、利用しやすい福祉サービスの提供と情報提供が必要です。また、障がいのある子どもの早期発見と成長に応じた発達を支援する体制を確保することが求められます。

③社会参加の促進

障がい児・者の社会参加を促進させるためには、意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の養成、学習や趣味活動の施設や設備、安心して利用できるバリアフリー対応の施設や設備など、障がい児・者が生きがいと誇りを持って暮らしていけるよう、必要な社会資源の整備やサービスの充実が求められます。

また、地域行事への参加などの社会参加と交流を支援する施策の充実が必要です。

④障がい理解の促進、権利擁護の推進

市では、これまでも障がい理解の促進のために様々な取組を行ってきていますが、障がい児・者を取り巻く社会環境には、依然として差別意識や偏見などの課題があります。

障がい理解を深め、差別のない社会を実現するためにも、市民や障がい者団体等とともに継続的な取組が必要です。

⑤地域生活への移行促進、地域生活の継続に向けた支援

障がい児・者が施設・病院から地域生活へ移行し、安心した生活を送るためには、日中活動の場と居住の場であるグループホームなどの確保が必要です。また、障がいの軽減や社会適応を図ることが可能となるよう、様々な関係機関が有機的な連携のもとに障がい児・者に対する支援を行う体制の構築が求められます。

⑥就労支援の充実

障がい者が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて就労の場を確保する必要があります。また、就労に必要な知識や能力の習得も必要です。さらに、就労を長く継続していけるような相談・支援体制や、企業側の障がい理解を醸成する取組が求められます。

(2) 障がい福祉を取り巻く現状分析から導かれる課題

①障がい別、年齢別に対応できるサービスの確保

障がい者数は、それぞれの障がい種別で増加傾向にあります。その内訳を障がい種別にみた場合、身体障がいについては、人口減少に伴い年齢別では減少している年代がある一方、高齢化に伴う傷病などから70歳以上が平成24年から平成29年までの5年間で17.0%増加しています。知的障がいについては、早期療育や相談支援の充実により、特に10～19歳および40～49歳が平成24年から平成29年までの5年間で約1.5倍に増加しています。精神障がいについては、精神障がいに対する認知度が高くなっていることや高齢化などから、特に35歳～54歳および65歳以上が平成24年から平成29年までの5年間で1.5倍以上に増加しています。

このことから、障がい種別や年齢に応じたサービスの確保に努めることが必要です。

②様々な社会資源との連携

人口の減少や地域ニーズの多様化により、公的なサービスだけでは対応が難しく、地域生活に密着した課題への対応が求められていることから、ボランティアやNPO、地域住民等インフォーマルなサービスなど様々な社会資源とのネットワークを構築し連携を図っていくことが必要です。

③障がい者数の増加と総合的な相談体制の充実

福祉サービスの普及・充実とともに、今後も障がい児・者数が増加することが予想されます。

障がい児・者が地域で自立した生活を営むためには、福祉サービスの提供体制の確保とともに、個々の障がい児・者やその家族の様々なニーズに応じ途切れのない相談対応に取り組めるよう、福祉、医療、教育など幅広い分野の横断的な連携体制を強化することにより、総合的な相談支援体制を充実させることが必要です。

また、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用に当たって作成されるサービス等利用計画について、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った福祉サービス等が提供されるよう、総合的な調整を必要に応じて見直しを行うとともに計画の質の向上を図ることが必要です。

④福祉サービスの充実と福祉人材の確保

本市は、人口の類似する都市等と比較すると障がい福祉サービス事業所が多い街ですが、地域が分散していることから、すべての地域ごとに事業所が充足している状況ではありません。

また、障がい福祉サービスは、サービス見込量（計画値）に対する利用実績（実績値）の達成状況（進捗率）が計画値を下回っているものの、現状の分析やアンケート調査などからは、福祉サービスの利用を増やしたいという意向がみられます。

このことから、障がい児・者のニーズに応じきめ細やかなサービスの提供を推進するため、事業所の理解と協力を得て、サービス提供体制の確保およびサービスの質の向上に努める必要があります。

また、福祉サービスを支える事業所では、サービスを提供する人材不足が課題であり、福祉人材の確保は福祉サービスには不可欠なことから、多様な取組が求められます。

(3) 福祉に関するアンケート調査結果から導かれる課題

①地域で生活するために必要な施策等の展開

地域で生活するために必要な支援として、「経済的負担の軽減」、「相談窓口や相談支援などの充実」や「就労の場の確保」がいずれも40%前後の回答率を得たほか、他の回答項目についても平均して選択されており、個人によって様々な施策が必要であることがわかります。

これらの課題について、障がい児・者や家族などの個人の状態を考慮しながら、幅広く聴取する相談窓口・相談対応が求められています。

②ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供

障がい福祉サービスの利用については、「障がい者相談事業」が現在の利用状況と今後利用意向の両方において、回答の割合が一番高くなっていることから、相談支援事業の役割がますます重要であることがわかります。

また、それ以外のほとんどの障がい福祉サービスでは、今後の利用意向が現在の利用状況を上回っており、福祉サービス未利用者の潜在的な利用ニーズが確認できることから、ニーズに応じた各サービスの提供が求められています。

③障がい理解の促進や権利擁護

「障害者差別解消法」については、全体で50%以上が「名前も内容も知らない」と回答し、認知度が低いことがわかります。

また、平成28年4月の「障害者差別解消法」施行後に、差別や嫌な思いをしたことが「ある」または「少しある」との回答が30%近くあるとともに、地域で生活するために必要な支援として、「障がいへの理解や交流の促進」が30%以上の回答を得ています。

昨年施行された「障害者差別解消法」の一層の周知啓発と、すべての市民に向けて、障がい理解の促進や権利擁護に取り組んでいくことが求められています。

④相談相手や情報の取得先

悩みの相談相手や情報の取得先として、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」と「行政機関の相談窓口」を利用している割合が、全体で5番目以下と比較的低い割合に留まっていることから、障がいの種類、年齢、状況などに応じた、きめ細やかな相談対応と相談体制の充実が求められています。

(4) 市民意識調査結果から導かれる課題

①市民が持つ障がい児・者に対する意識

障がい児・者と気軽に話したり手助けしたことがなかった理由については、「たまたま機会がなかったから」との回答が70%以上でした。

この結果から、地域で共に暮らしていくためには、お互いが理解し尊重しあっているような環境の醸成が必要であり、地域で障がい理解の促進のため、障がいの有無を問わず交流を持つ機会を作ることなどの取組が求められています。

②障がい児・者に対する差別や偏見への意識

社会の状況は障がい児・者に対する差別や偏見があると思うかについては、全体で「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせた回答の割合が90%以上と非常に高くなっています。また、社会の状況は障がい児・者への対応や理解が十分にあると感じているかについては、「全然足りないと思う」と「少し足りないと思う」を合わせた回答の割合が約70%となっています。

その一方で、10年前と比べ障がい児・者に対する差別や偏見は改善されたと思うかについては、「少しずつ改善されている」と「かなり改善されている」を合わせた回答の割合が50%以上となっています。

この結果から、障がい児・者に対する差別や偏見の改善の余地が多く残されているということがわかり、社会的障壁の除去・障がい理解の促進への取組が求められています。

③障がい福祉に関する情報の市民への伝達

障がい福祉に関する情報が市民に伝わっているかについては、「あまり伝わっていない」と「ほとんど伝わっていない」を合わせた回答の割合が全体の85%以上を占めています。また、情報の入手場所や媒体としては、「テレビ番組やCM」と「新聞記事や広告」、「『広報北広島』等のお知らせ」が、それぞれ30%以上の回答割合となっています。

この結果から、受動的な媒体を通して情報を入手している人が多いため、引き続き広報紙等を通じ情報発信するとともに、障がい福祉に関心を持つきっかけを作り、市民が積極的に情報を入手できるように取り組んでいくことが求められています。

第3章 北広島市障がい者福祉計画等の推進

1 障がい者福祉計画

(1) 計画策定の目的および基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、誰もが住みやすく、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージを『ともに生きよう ともに暮らしていくために』と設定します。

基本メッセージ

ともに生きよう ともに暮らしていくために

(2) 基本理念

(1) に掲げる基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

＜基本理念＞

- ☆ 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ☆ 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進
- ☆ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

【 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援 】

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくりを推進します。

【 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進 】

障がいの種別にかかわらず、一元的な制度のもとで充実した障がい福祉サービスのある地域づくりを推進します。

【 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進 】

障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくりを推進します。

(3) 基本方針

(2) に掲げる基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。

基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

<計画推進の基本方針>

- ◎ 地域生活支援体制の充実
- ◎ 地域生活への移行促進
- ◎ 就労支援の充実

【 地域生活支援体制の充実 】

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実を目指すとともに、障がい児・者が地域で安心して暮らしていけるように様々な障壁を取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組みます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化し、地域支援体制の充実を目指します。

【 地域生活への移行促進 】

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重した、地域生活への移行を目指します。そのために居住の場であるグループホームなどの社会資源の充実を目指します。

【 就労支援の充実 】

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、企業等の理解を深めながら、働きやすい職場環境づくりに向けた支援や就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

(4) 基本目標

北広島市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標は、以下のとおりとし、それぞれの目標を具体化するための施策を展開します。

基本目標 1 総合的な相談サービスの提供

本市は、障がい児・者の相談支援を行うため、相談支援事業所（生活支援・就労支援）を引き続き設置し、障がい児・者がライフステージに応じて地域で安心して暮らすために、相談に対して的確に対応できる一元的、総合的な相談支援体制を目指します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 1-1 総合的な相談支援体制の充実

基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの提供

本市は、これまでも、障がい福祉サービスや障がい児通所支援など障がい児・者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきました。しかし、障がい児・者の生活スタイルは様々でニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、今まで以上に障がい児・者の生活実態に対応できる福祉サービスの提供が欠かせないことから、さらに利用しやすいサービスの提供を目指します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 2-1 訪問系サービスの充実

施策 2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実

施策 2-3 自立支援医療等の充実

施策 2-4 日中生活の支援

施策 2-5 その他日常生活サービスの充実

基本目標 3 社会参加の促進

地域で生きがいを持って暮らしていくために、移動支援、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実や、その他の社会参加促進事業の充実を図り、障がい児・者の地域行事への積極的な参加などを目指します。

また、地域活動支援センターの充実を図るなど、障がい児・者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

- 施策 3-1 移動支援の充実
- 施策 3-2 意思疎通支援事業の充実
- 施策 3-3 社会参加促進事業の充実
- 施策 3-4 地域活動支援センターの充実
- 施策 3-5 その他社会参加の促進

基本目標 4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取組を通じ、障がいがある人もない人もお互いを尊重し合えるよう共生社会の実現を目指します。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むほか、成年後見制度の利用促進など、一層の権利擁護を推進します。

障がい福祉に関する必要な情報について、障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供を推進します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

- 施策 4-1 障がい理解の促進
- 施策 4-2 権利擁護の推進
- 施策 4-3 障がい福祉に関する情報提供の推進

基本目標 5 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

居住の場となるグループホームの設置については、順次その確保を図ってきましたが、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるため、さらに居住の場の確保を進めます。

また、在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 5－1 居住系サービスの充実

施策 5－2 地域生活の継続に向けた支援

基本目標 6 就労支援の充実

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労についてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が自立した生活を送るため、就労支援を行う相談支援事業所を引き続き開設し、就労に関する相談支援を行うとともに、その意欲や能力に応じた就労の場を確保できるよう、就労に必要な知識や能力の習得を目指します。

また、障がい者が生き生きと働くことができるよう、企業等の障がい者雇用に対する理解を高めるための取組や働きやすい職場環境づくりのための取組を推進します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 6－1 就労支援の充実

基本目標 7 災害に備えた避難体制等の確保

災害発生時における障がい児・者の避難について、その特性に配慮した支援を行えるよう、避難支援体制を構築し、安心して安全な地域の体制づくりを図ります。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

基本目標 8 障がい児支援の充実

発達に遅れや障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援体制について、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策との調和を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援となるよう関係機関が連携を図り、一層の支援体制の充実に努めます。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

施策 8-1 障がい児支援の充実

施策 8-2 特別支援教育の推進

(5) 障がい者福祉計画の施策体系

■本計画の施策体系■

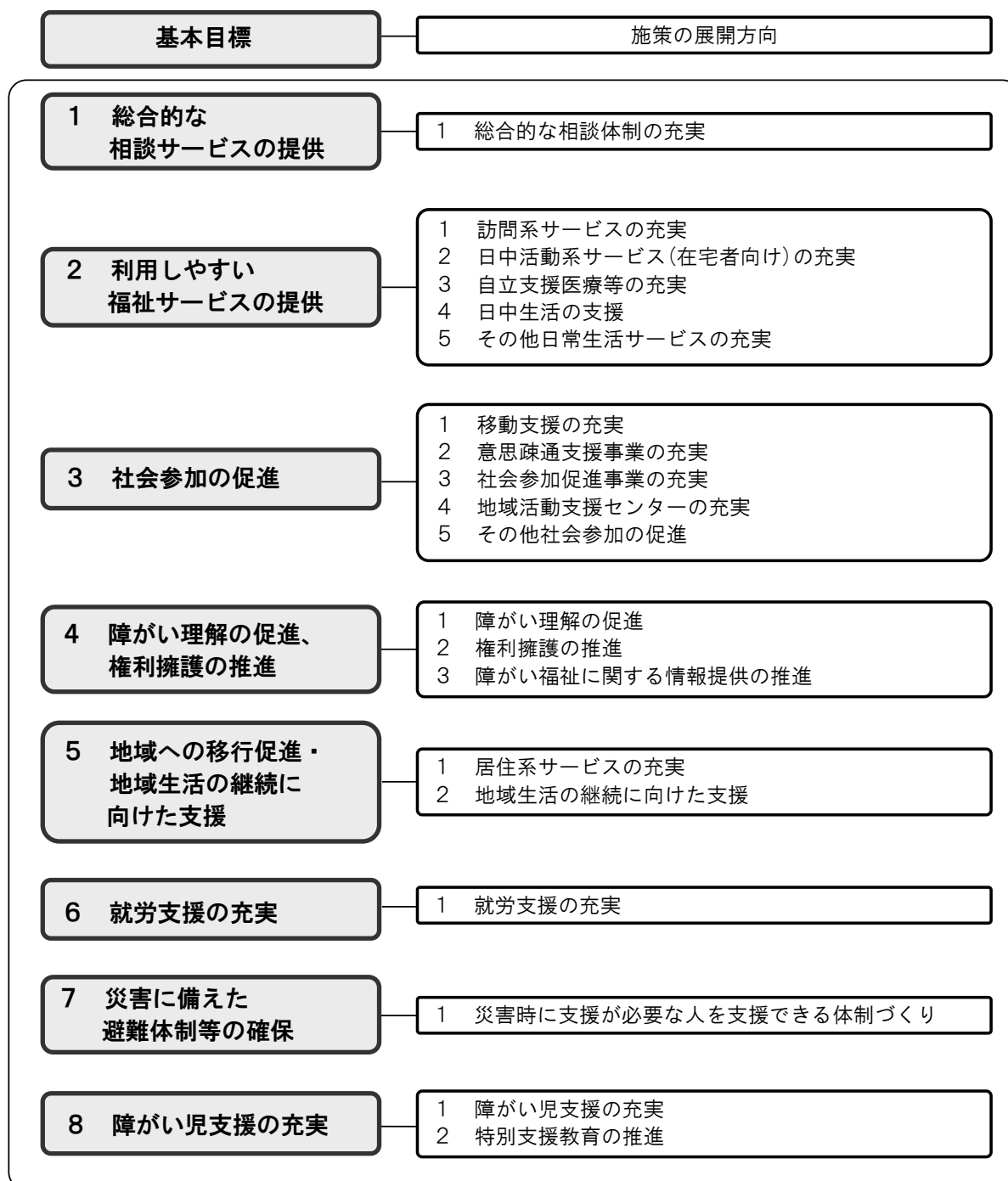
〈基本メッセージ〉 ともに生きよう ともに暮らしていくために

〈基本理念〉

- ☆ 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ☆ 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進
- ☆ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

〈計画推進の基本方針〉

- ◎ 地域生活支援体制の充実
- ◎ 地域生活への移行促進
- ◎ 就労支援の充実



2 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

障がい福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指し、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき施策を展開します。

施策については、現計画（第4期障がい福祉計画）を踏襲しつつ、現計画の期間中に行われた障がい施策の改正や、制度改正の動きなどを踏まえたものとしてします。

(1) 基本目標 1 総合的な相談サービスの提供

施策 1-1 総合的な相談支援体制の充実

障がい児・者が、障がいのない人と同じように地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業	障がい児・者や家族の生活の支援、自立と社会参加の促進を図るため、各種相談や助言、情報提供やサービス利用の調整などを行います。
●	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者について、サービス等利用計画の作成等を行います。
●	障がい児相談支援	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成等を行います。
●	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などのサービスを行います。
●	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に連絡などのサービスを行います。
○	北広島市障がい者自立支援協議会	福祉・医療・教育など、関係機関の関係者による自立支援協議会を設置し、相談支援のあり方や相談支援体制の整備等について協議します。
☆	相談員制度	障がい児・者などが身近な地域で気軽に相談ができるように、身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を引き続き配置します。

	事業名	サービス内容
☆	こども発達支援センターでの療育相談	専門の職員が心やからだ、言葉の発達に心配や障がいのある乳幼児から小学校6年生までの子どもの相談を受けています。必要な場合には、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がいは、集団生活での気付きが多いため、幼稚園、保育園、小学校等に出向いての相談や支援、関係機関調整を行います。

(2) 基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの提供

施策 2-1 訪問系サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が自宅等へ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
●	同行援護	視覚障がい者に、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。
●	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
●	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
☆	訪問理容サービス	在宅で生活する重度身体障がい者や寝たきりの高齢者を対象に、理容師が訪問して散髪を行います。
☆	配食サービス	家族などの支援がなく、食事を作るのが困難な障がい者や高齢者だけの世帯に食事（夕食）を届けます。

施策 2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実

地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	療養介護	医療を必要とし、常時介護が必要な場合、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
●	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、通所施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
●	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
●	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
●	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
●	医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児に、児童発達支援および治療を行います。
●	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他支援を行います。
●	保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。

	事業名	サービス内容
●	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
○	日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、日常介護している障がい者の家族の一時的な負担軽減を図ります。
○	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。
○	訪問入浴サービス	重症心身障がい児・者であって、自力で入浴することが困難な人や、家族のみでは入浴させることができない人を対象に、移動入浴車で居宅訪問し、特殊浴槽使用による入浴サービスを提供します。
☆	放課後児童対策（学童クラブ）	保護者が就労や疾病などで昼間家庭にいない集団生活が可能な児童に対し、放課後、家庭に変わる生活の場を提供します。
☆	特別支援児童保育	心身に障がいや発達の遅れがあり、保護者の就労や疾病などで保育を必要とする集団保育が可能な3歳以上の幼児に保育を行います。
☆	障がい者医療的ケア支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者が日中活動等を行う場所へ看護師を派遣し、たん吸引等の医療的ケアを実施します。

施策 2-3 自立支援医療等の充実

障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳を所持している18歳以上の人で、手術などにより、障がい改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療（精神通院医療）	精神障がいの治療上必要と認められる医療が対象で、通院を要する場合、その医療費の一部を給付します。

	事業名	サービス内容
☆	重度心身障がい者医療費助成	重度の心身障がい者が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。
☆	重度心身障がい者等通院交通費助成	重度心身障がい者医療受給者、ひとり親家庭等医療受給の児童および子ども医療受給者が慢性的な疾病等により定期的かつ長期的に通院した場合の交通費の一部を助成します。
☆	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭のほか、重度の心身障がい者を父(母)に持つ子と母(父)が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。

施策 2 - 4 日中生活の支援

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活の支援を図ります。

■主な施策・事業 (●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業)

	事業名	サービス内容
●	補装具の給付	身体障害者手帳を所持している人の身体機能を補うため、義肢や車いすなどの補装具費(購入費、修理費)の給付および貸与を行います。
○	日常生活用具の給付	在宅の重度障がい児・者の日常生活が円滑に行われるよう日常生活用具費の給付を行います。
☆	自助具の給付	在宅の重度身体障がい児・者に、生活動作を補うための各種用具の給付を行います。
☆	紙おむつの給付	在宅で生活する重度の身体・知的障がい者、寝たきりの高齢者や重度の認知症高齢者で、常時紙おむつを使用している人に、紙おむつの購入助成券を交付します。
☆	ごみ袋の助成	紙おむつ購入助成を受けている方に指定ごみ袋を交付します。

施策 2-5 その他日常生活サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	緊急通報システム事業	ひとり暮らしの重度身体障がい者や高齢者で、持病のある人や健康上の不安のある人に、電話回線を使い急病など緊急事態を通報できる装置やペンダント型発信器を貸し出します。あわせて火災やガス漏れのセンサーを取り付けることもできます。
☆	除雪サービス	身体的状況から自力で除雪が困難な低所得（市民税が非課税または市民税の所得割が非課税）の障がい者や高齢者だけの世帯で、代わりに除雪できる親族が市内にいない人を対象に、除雪ボランティアなどが玄関先から公道までの生活に必要な通路部分の除雪を行います。また、有料で道路除雪後の置き雪処理を利用できます。
☆	自立援助住宅改修助成	介護認定非該当の人で介護や支援が必要になる可能性の高い高齢者であると市や高齢者支援センターで判定された人に、自宅の段差解消や手すりの取り付けなどの住宅改修に係る費用を助成します。
☆	救急情報キットエルフィンボタン	配付を希望する高齢者および障がい者に対し、緊急時に救急隊などに必要な情報を伝えられるよう、持病や服用している薬などの情報を記入したカードおよび容器（エルフィンボタン）を配付します。
☆	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	徘徊または徘徊のおそれのある高齢者および障がい者を対象とし、認知症高齢者等の人が行方不明となった場合、地域の協力を得て早期発見・保護するため、引き続きネットワークの整備をすすめます。

(3) 基本目標3 社会参加の促進

施策3-1 移動支援の充実

障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	移動支援事業	障がい児・者が社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
○	障がい者自動車運転免許取得費助成	社会活動の促進のために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
○	障がい者自動車改造費助成	就労等に伴い、重度の肢体不自由者が自ら所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
○	精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成	精神障がい者の社会復帰のために、市内・市外の地域活動支援センター、就労継続支援事業所、病院デイケアなどの施設に通所している人に、その通所に要する公共交通機関の料金の半額を助成します。
☆	福祉バスの運行	障がい者や高齢者などの団体が研修や交流事業等を行う場合に利用できます。
☆	移送サービス	下肢または体幹機能の重度障がい者や介護保険の要介護認定で要介護4または5の認定を受けている在宅の人で、移動に際して車いすやストレッチャーを使用し、ホームヘルパーの介助を必要とする人が対象で、医療機関への通院や入退院のための移動に利用できます。
☆	福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付	重度の障がい者に、福祉タクシーまたは福祉自動車燃料チケットを交付します。
☆	福祉有償運送	NPO法人等によるボランティア輸送について、道路運送法に基づく登録を行うために必要な福祉有償運送運営協議会を設置し、公共交通機関による移動が困難な要介護者、身体障がい者などの移動手段確保を図ります。

施策 3-2 意思疎通支援事業の充実

障がい児・者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	専任手話通訳者の配置と派遣	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、福祉課に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者（手話通訳）の派遣を行います。
○	手話講習会の開催	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを支援し、情報提供を円滑にするため、手話奉仕員の養成を行います。また、手話通訳活動を行っている者の知識・技術等の向上を図ります。
○	要約筆記奉仕員の養成と派遣	手話取得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、要約筆記者の養成を行い、意思疎通支援者（要約筆記）の派遣を行います。
○	朗読、点訳ボランティアの養成	視覚障がい者に対する情報提供やコミュニケーションを支援するため、朗読や点訳を行うボランティアの養成と技術向上のための養成講座を開催します。
○	点字、声の広報の発行	点訳、音訳した「市広報紙」および「市議会広報紙」を視覚障がい者に配付します。

施策3-3 社会参加促進事業の充実

障がい児・者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	フレンドリーセンター事業	障がい児・者が生涯学習活動を通じて学び交流する場を提供します。
☆	療育キャンプ	心身に障がいを持つ子どもたちが家庭生活を離れ、自然とふれあいや野外活動の場として、また、ボランティアとの交流や相互理解を深めることを目的に実施します。
☆	総合体育館等の使用料金減免	身体障害者手帳等の交付を受けている人およびその介護者1名が総合体育館等の市の施設を使用する場合、使用料を減免します。

施策3-4 地域活動支援センターの充実

障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	地域活動支援センター事業（再掲）	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。

施策3-5 その他社会参加の促進

障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化	公共施設の新設にあたっては、「北広島市福祉環境整備要綱」、「北海道福祉のまちづくり条例」、「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいて、「建築物移動等円滑化基準」より質の高い「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する施設整備に努めます。また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイトトイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい児・者が使いやすい施設整備を推進します。既存施設についても、障がい児・者が利用しやすいよう、更新時期などに合わせ計画的に施設・設備の改修を進めます。さらに、民間施設についても同様に整備が図れるよう啓発・指導に努めます。
☆	市営住宅のバリアフリー整備	市営住宅の建替えに合わせてバリアフリー化が図られています。今後建替えを行う市営住宅についてはユニバーサルデザインの採用を進めていきます。
☆	住宅改造のための相談・支援	障がい児・者や高齢者の多様なニーズに対応した住宅改修に対する相談を受け付けます。
☆	福祉情報ガイドブックの発行	サービスガイド「ともに暮らしていくために」を発行し、障がい児・者に各種制度の情報提供を行います。

(4) 基本目標 4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

施策 4-1 障がい理解の促進

障がいの有無にかかわらずすべての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業
☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」について、相談や助言を行い、障壁が除去できるよう取り組みます。
○	自発的活動支援	障がい児・者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい児・者等による地域における自発的な取組を行う団体を支援します。
☆	障がいを理由とする差別解消の取組	障がい児・者が地域で暮らしていくために、障がい理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めていきます。
☆	北広島福祉ショップ	市内の障がい者の働く場などを確保するとともに、ふれあいを通じて障がい者への理解を深めてもらうことを目的として、引き続き開設していきます。
☆	ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	外見からは障がいがあることがわからない人などに、市民が合理的配慮を提供しやすい環境をつくっていくため、ヘルプマーク・ヘルプカードを配付します。

施策 4 - 2 権利擁護の推進

地域で障がい児・者とその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。

また、平成28年度に開設した成年後見センターで、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	成年後見制度の利用促進	精神障がい、知的障がい、認知症などの理由で、判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約をするときに不利な内容にならないよう支援し、本人の権利や財産、生活を守り支援する制度（成年後見制度）の利用を促進するとともに、申立等に係る費用の一部を助成します。
○	成年後見センターの運営	成年後見制度に関する相談支援や申立手続のアドバイス、市民後見人の育成などを行います。
☆	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	日常生活の判断に不安のある在宅で生活している人が、地域で安心して生活できるよう、日常の金銭管理や福祉サービスの利用等に関して支援を行います。
☆	障がい者虐待防止事業	障がい者の虐待防止に関わる通報や一時保護などに対応するため、障がい者虐待防止センターの設置等、障がい者の虐待防止に向けた取組を行います。

施策 4 - 3 障がい福祉に関する情報提供の推進

障がい理解や障がい児・者の権利擁護を促進させるため、障がい福祉に関する情報を障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供を進めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	相談支援の中で、障がい福祉サービスや法律・制度などについて、わかりやすい情報提供を行います。
☆	福祉情報ガイドブックの発行（再掲）	サービスガイド「ともに暮らしていくために」を発行し、障がい児・者に各種制度の情報提供を行います。
☆	障がい福祉事業所ガイドブックの発行	障がい福祉事業所に関する情報を、必要なときに必要な人が入手できるよう、「障がい福祉事業所ガイドブック」を発行します。
☆	市ホームページの作成	障がいの有無などにかかわらず、すべての人にわかりやすいWebページ（ホームページ）づくりを推進します。

(5) 基本目標5 地域生活への移行促進、地域生活の継続に向けた支援

施策5-1 居住系サービスの充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業 ☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
●	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
●	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行い、本人のニーズに沿った暮らしの場を提供します。
●	施設入所支援	施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●	宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な訓練を行います。
○	福祉ホーム	ある程度自活能力があり、家庭環境や住宅事情等のため、居宅において生活することが困難な人に、低額な料金で生活の場を提供します。

施策5-2 地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族がいなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児・者の高齢化・重度化や「親亡き後」、各ライフステージの節目など生活環境の変化に対応し、中長期的視点に立った相談支援を行います。 また、障がい児・者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援の拠点整備については、地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、整備を目指します。

(6) 基本目標 6 就労支援の充実

施策 6-1 就労支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取組を促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業等における障がい者の職場定着を支援する取組を進めます。

また、本市においては、障がい者授産製品の販売促進のため、北広島福祉ショップ等への支援を継続して行うとともに、「北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、福祉的就労を行っている事業所等への発注をさらに促進していきます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	就労移行支援（再掲）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援（A型・B型）（再掲）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般企業へ就労した障がい者について、相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。
○	相談支援事業（再掲）	障がい者が自立した生活を送るため、また、障がい者を雇用している企業等における職場定着の支援のため、障がい者の就労に関する相談支援を行います。
○	北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）	地域における障がい者の就労に関する課題などについて、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい者の就労支援の充実に向けた取組を進めます。
☆	北広島福祉ショップ（再掲）	市内の障がい者の働く場や障がい者が製作した授産製品の販路を確保することなどを目的として、授産製品などを販売するエルフィンパーク交流広場内のショップを継続して開設していきます。

(7) 基本目標7 災害に備えた避難体制等の確保

施策7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制

障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の整備を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	避難行動要支援者避難支援プラン	避難の際に支援が必要な人が安心して地域での生活を送ることができるよう、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時における支援体制を整備します。また、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員など関係機関等との間で共有を図ります。
☆	福祉避難所の設置	災害時、指定避難所における生活に困難をきたしたり、特別な配慮を必要とする人が避難生活を送るため、福祉施設等を利用して、対応が可能な福祉避難所を設置します。

(8) 基本目標 8 障がい児支援の充実

施策 8-1 障がい児支援の充実

障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、早期発見・早期療育を一層進めるとともに、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制づくりを進めます。

また、障がい児の通所利用を促進し、早期療育につなげるため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担の無料化を継続して実施します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業 (再掲)	障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や福祉サービスの利用調整などを行います。
●	障害児相談支援 (再掲)	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障がい児支援利用計画の作成等を行います。
●	児童発達支援（再掲）	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
●	医療型児童発達支援（再掲）	肢体不自由の障がい児に、児童発達支援および治療を行います。
●	放課後等デイサービス（再掲）	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他支援を行います。
●	保育所等訪問支援（再掲）	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。
●	居宅訪問型児童発達支援（再掲）	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
○	日中一時支援事業（再掲）	障がい児の家族の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を提供します。
○	北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）	障がい児支援に携わる関係機関が集まり、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい児を地域で支えるための取組を進めます。
☆	赤ちゃん訪問	病気等の早期発見や育児支援のため、保健師の家庭訪問による個別指導により、母子の健康状態や育児状況の確認と支援を行います。

	事業名	サービス内容
☆	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	病気等の早期発見や育児支援のため、医師等による診察、育児相談、栄養相談、歯科相談、発達相談などを行います。
☆	こども発達支援センターでの療育相談 (再掲)	専門の職員が心やからだ、言葉の発達に心配や障がいのある乳幼児から小学校6年生までの子どもの相談を受けています。必要な場合には、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がいは、集団生活での気付きが多いため、幼稚園、保育園、小学校等に出向いての相談や支援、関係機関調整を行います。
☆	放課後児童対策 (学童クラブ) (再掲)	保護者が就労や疾病などで昼間家庭にいない集団生活が可能な児童に対し、放課後、家庭に変わる生活の場を提供します。
☆	特別支援児童保育 (再掲)	心身に障がいや発達の遅れがあり、保護者の就労や疾病などで保育を必要とする集団保育が可能な3歳以上の幼児に保育を行います。

施策8-2 特別支援教育の推進

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業
☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
☆	教育支援委員会の設置	医師、教育職員、児童福祉施設職員などの専門家からなる「教育支援委員会」を設置し、児童・生徒の障がいの状態、教育的ニーズ等から、就学および就学中の一貫した教育の支援について審議します。
☆	特別支援学級の開設	障がいのある児童・生徒の状況に応じた特別支援学級を、原則、通学校区の学校の中に設置し、個々に応じて、特別の教育課程を編成して教育を行います。
☆	通級指導教室の開設	通常学級に在籍している児童で、言語障がいや発達障がいなどで、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童に対し指導を行います。通級指導教室を継続していきます。

	事業名	サービス内容
☆	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図るために、学用品費・学校給食費等の援助を行います。
☆	私立幼稚園振興補助の支給	障がいのある幼児を受け入れている幼稚園・認定こども園に対し、補助金を交付します。
☆	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、学校全体での特別支援教育の支援体制を推進します。 ・学校等が、障がいの特性に応じた適切な指導が行えるよう、学校等の要望に応じて、指導の専門的知識、経験を有する者で構成した「相談チーム」もしくは「専門委員」から相談員を派遣します。 ・特別支援学級で特に介助が必要な児童・生徒のために、特別支援学級介助員を配置します。 ・通常学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うために、特別支援教育支援員を配置します。

3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における数値目標

(1) 数値目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保する必要があります。

障害者総合支援法においては、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこととなっています。民間の活力を活用し、グループホームなど地域における居住の場の確保を図ります。

また、地域生活へ移行した障がい者には日中活動の場も必要です。本人の適性や能力に応じた日中活動系サービスの情報提供や地域における交流の場となる地域活動支援センターの活用を働きかけます。

また、障がい者の地域での安心できる生活、交流の場の確保として、ボランティア活動を育成し、障がい者が参加しやすい地域交流の仕組みの確立を図ります。

〈地域生活とは〉

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などにかかわらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域住民とともに支え合いながら暮らすことを考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
施設入所者数 (平成29年3月31日現在)	91人	第5期障がい福祉計画策定時点の施設入所者数
[目標値] 地域生活移行者数 (平成32年度末)	16人	平成28年度末の施設入所者数のうち17%の人がグループホーム等の地域生活へ移行することを目標とする。※1
[目標値] 施設入所者減少者数 (平成32年度末)	4人	平成28年度末の施設入所者数から4%減少することを目標とする。※2

※1 平成27年4月から平成29年3月までの地域移行者8人(8%)です。

※2 平成27年4月から平成29年3月までの施設入所者の減少は11人(11%)です。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことが求められています。

このような様々な関係機関の連携による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をすすめるため、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置します。

③地域生活支援拠点等の整備

障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ボランティアやNPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイにおける緊急時の受入対応体制の確保、人材の専門性の確保、地域の体制づくりなどを行う機能が求められていることから、地域生活支援拠点等が担う機能について検討を行い、整備を目指します。

④福祉施設から一般就労への移行

障がい者雇用の推進には、教育機関、福祉関係機関と労働関係機関などの連携が必要となることから、連携の仕組みづくりについて、北広島市障がい者自立支援協議会などを活用し、関係者の理解促進と情報の共有を図ります。

また、企業側の理解と協力が必要なことから、企業の雇用を支援する各種制度について情報の提供を行うとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

一般就労が可能と見込まれる障がい者には、就労相談支援や一般就労に必要な訓練、求職活動、職場定着の支援を行う就労移行支援の活用を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

一般就労が困難な障がい者には、能力に応じた就労の場が必要なことから、福祉的就労である就労継続支援の利用を図ります。特に、自立した生活を送るためには賃金（工賃）水準の確保が必要であることから、就労継続支援（A型）の利用割合を増やすとともに、市も販路の拡大等について支援します。

〈一般就労とは〉

障がいのある人の意欲や能力（適性）に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、一般企業等と雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型の利用者となった人を除く）、在宅就労者、および自ら起業した人を一般就労としました。

〈一般就労移行者数〉

項目	数値	備考
平成 28 年度の一般就労移行者数	9 人	平成 28 年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労した人の数
[目標値] 平成 32 年度年間一般就労移行者数	19 人	平成 32 年度において福祉施設（福祉的就労事業所）を退所し、一般就労する人の数

〈就労移行支援事業所利用者数〉

項目	数値	備考
平成 28 年度就労移行支援事業利用者数	20 人	平成 29 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数
[目標値] 平成 32 年度就労移行支援事業利用者数	31 人	平成 32 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。本人やその家族に対し、発達の遅れの可能性がある段階から、早期に身近な地域で支援できるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援体制の充実を図ります。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられ、地域で安心した生活ができるよう、平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

さらに、保育所等訪問支援を利用できる体制や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所は確保できておりますが、引き続きサービス提供体制の充実を図ります。

なお、児童発達支援センターの設置については、北海道での議論を注視し、必要に応じ検討することになります。

⑥障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活実態に応じて、様々なサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

訪問系サービス

単位～利用者数：人、利用量：人日/月

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用者数	87	89	91
	利用時間	1,801	1,843	1,884
重度訪問介護	利用者数	1	2	2
	利用時間	180	359	359
同行援護	利用者数	9	10	11
	利用時間	134	149	164
行動援護	利用者数	14	15	16
	利用時間	267	286	305
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0

日中活動系サービス

単位～利用者数：人、利用量：人日/月

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用量	7	7	7
生活介護	利用者数	179	181	183
	利用量	3,389	3,427	3,464
自立訓練（機能訓練）	利用者数	5	6	6
	利用量	36	43	43
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1	2	2
	利用量	23	46	46
自立訓練（宿泊型）	利用者数	2	2	2
	利用量	58	58	58
就労移行支援	利用者数	22	27	31
	利用量	387	475	545
就労継続支援（A型）	利用者数	56	62	68
	利用量	1,110	1,229	1,348
就労継続支援（B型）	利用者数	220	224	228
	利用量	3,770	3,838	3,907
就労定着支援	利用者数	2	2	2
短期入所（福祉型）	利用者数	34	35	37
	利用量	192	197	209
短期入所（医療型）	利用者数	6	7	8
	利用量	29	34	38

居住系サービス

単位～利用者数：人

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数	1	1	1
共同生活援助	利用者数	94	100	106
施設入所支援	利用者数	89	88	86

相談支援

単位～利用者数：人

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数	574	599	625
地域移行支援	利用者数	2	2	2
地域定着支援	利用者数	2	2	2
障害児相談支援	利用者数	193	202	211

障がい児通所支援

単位～利用者数：人、利用量：人日/月

種 類	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数	90	95	100
	利用量	414	437	460
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	105	110	116
	利用量	1,214	1,272	1,341
保育所等訪問支援	利用者数	6	7	8
	利用量	10	11	13
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	1
	利用量	0	0	5

⑦地域生活支援事業の充実と提供体制の確保

障がい福祉サービスや障がい児通所支援と同様に、障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活状態に応じて様々な地域生活支援事業のサービスが必要となることから、地域の特性に応じ、希望するサービスの提供体制の確保と事業所や施設の充実に努めます。

事業名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	実施	実施	実施
自発的活動支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
相談支援事業（箇所数・実施の有無）			
相談支援事業			
障がい者相談支援事業（箇所数）	2	2	2
基幹相談支援センター	未実施(※)	未実施(※)	未実施(※)
市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業（人）	2	2	3
成年後見制度法人後見支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
意思疎通支援事業			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	27	28	29
手話通訳者設置事業（実施の有無）	実施	実施	実施
日常生活用具給付事業（件／年）			
介護訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	16	16	16
在宅療養等支援用具	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	7	7	7
排せつ管理支援用具	1,563	1,563	1,563
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業（派遣可能者数）	12	13	13
移動支援事業			
実利用者数（人／年）	117	118	119
延べ利用時間数（時間／年）	7,160	7,221	7,283
地域活動支援センター			
実施箇所数（箇所数）	3	3	3
実利用者数（人／年）	40	40	40
平均利用者数（人／日）	18	18	18

※基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談機能については、市が相談支援事業所（生活支援・就労支援）との連携を図り、その機能を担っていきます。

第4章 計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、以下の事項を踏まえた対応を図ることとします。

① 相談支援体制の充実

障がい児・者が地域において自立した生活を営むためには、福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談支援体制を充実することが必要です。障がいの種類、年齢、状況などの個人特性に見合った対応ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

② 障がい理解の促進、障がい児・者の権利および尊厳の確保

障がい児・者の人格と尊厳の尊重は基本的な権利であり、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものです。

障がい児・者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることのできる地域づくりを進めるためには、今後とも市民の理解と協力が不可欠です。

様々な心身の特性や考え方をもちすべての人が相互に理解を深めるためコミュニケーションをとり支えていくことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会づくりを推進します。

③ ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対しては、育児への不安や困難を感じることなく、「気になる」という段階からの早期発見・早期療育をより一層進める必要があります。学齢期には、教育施策はもちろん、放課後や長期休みの支援が、成人期には、就労支援と生活支援が必要となります。障がい児・者が地域で暮らしていくためには、これらが一体となって行われることが必要です。

このことから、乳幼児期から学齢期、成人期などライフサイクルに応じた支援や、特にサイクルの移行時期には切れ目のない一貫した支援が必要であることから、関係機関の連携を強化するとともに、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し支援の充実に努めます。

④ 重症心身障がい児・者の医療や社会資源の確保

重症心身障がい児・者は日々の介護や医療的ケアが必要な方が多く、介護を行う家族の負担は非常に大きいものがあります。在宅で介護を行う家族にとって、家族のレスパイトや緊急時等における社会資源の整備が必要です。

また、重症心身障がい児・者のうち日常的に医療的ケアを必要とする障がい児・者の日中活動への参加促進のため、福祉事業所や地域の医療機関等様々な分野との連携を図り、支援体制づくりを推進します。

⑤ 連携・協働による就労支援の推進

障がい者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて、働くことのできる支援体制づくりを進めることはもとより、企業や関係機関が連携し、障がい者の就労に対する理解を深め、社会全体で支援することが重要です。

また、就労後についても、職場での障がい理解や障がい状況に応じた配慮など、障がい者が継続して就労できる職場環境の確保が求められています。

障がい者の一般就労や福祉的就労や就労の継続を総合的に支援するため、企業や関係機関との連携・協働による継続的な支援体制づくりを推進します。

⑥ 福祉人材の育成・確保

少子高齢化が進展する中で、福祉サービスに対する需要の増加や質の向上が求められており、福祉人材の育成・確保が重要な課題となっています。

質の高い充実したサービス提供のため、関係機関と緊密な連携を図りながら、福祉人材の育成・確保のための取組を進めていきます。

⑦ 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備を進めるにあたっては、サービスの対象者を広げた地域生活支援の拠点づくり、ボランティアやNPO等によるインフォーマルサービスの提供等、共生型施設を含めた地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めていきます。

⑧ 財政基盤の確立

障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の推進に伴う財源については、障がい児・者の意向、民間福祉事業者の事業展開を見据え

つつ、国、北海道とも連携し適切な確保を図ります。

また、行政的に優先的に取り組む施策については、市の財政状況を勘案しつつ、優先順位を明確化し、着実な展開を推進します。

⑨ 達成状況の点検および評価

障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、国の基本的な指針（厚生労働省告示）により、3年を一期として作成することから、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までを期間として、平成29年度中に策定しました。

今後、各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行等、目標の達成状況について点検・評価し、この結果に基づき、必要な対策を行います。

⑩ 北広島市障がい者自立支援協議会の活用

障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用関係者および関係機関など、障がい児・者の地域生活に必要な専門的知識を持った委員から構成される北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実強化、障がい児や就労の支援強化を図るとともに、障がい児・者の地域生活における課題の整理、解決に向けた取組に努めます。

⑪ 北広島市保健福祉計画検討委員会の活用

計画の推進にあたっては、北広島市保健福祉計画検討委員会において、障がい福祉サービスの利用状況、地域生活の状況、就労の状況など計画の進捗状況について点検・評価し、多様化する福祉ニーズへの対応を図ります。

また、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、具体的な事例や地域の課題を持ち寄り、情報の共有とともに課題解決に努めます。